

城里町予算・決算常任委員会会議録

日時 令和6年9月12日（木）

午前 9時55分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（13名）

委員長	加藤木直君	副委員長	片岡藏之君
小 坪	孝君	鯉渕秀雄君	
阿久津	則男君	関誠一郎君	
藤 咲	芙美子君	猿田正純君	
桜 井	和子君	飯村栄君	
綿 引	静男君	金長秀範君	
高 橋	裕子君		

欠席委員（なし）

地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議長 三村孝信君

説明のため出席した者の職氏名

財務課長	雨宮忠芳
農業政策課長	興野隆喜
都市建設課長	大津好男
下水道課長	加藤孝行
水道課長	江幡守仁
教育委員会事務局長	廣木仁
農業委員会事務局長	山崎栄一

説明補助のため出席した者の職氏名

農業政策課長補佐	久保田千典
農業政策課主査兼係長	小島浩一
都市建設課長補佐	ト部勝一
都市建設課長補佐	平賀礼之

都市建設課主査兼係長	綿引美幸
都市建設課主査兼係長	飯村聰
都市建設課主査兼係長	阿久津雄作
都市建設課係長	小瀧真一
都市建設課係長	飯村寿
下水道課長補佐	松崎幸子
下水道課係長	小坪剛士
下水道課主幹	仲田祐輔
水道課長補佐	鯉渕明美
水道課主査兼係長	江畠隆司
教育委員会事務局長補佐	大津明則
教育委員会事務局長補佐	阿久津正雄
農業委員会事務局長補佐	野口出

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興野友宣
主任書記	藤田真紀
主任書記	高丸哲史

予算・決算常任委員会次第

1 開 議

2 審議事項

- (1) 議案第59号 令和5年度城里町一般会計決算認定について
 - 《歳入》教育産業常任委員会所管分
 - 《歳出》教育産業常任委員会所管分
- (2) 議案第63号 令和5年度城里町水道事業会計決算認定について
- (3) 議案第64号 令和5年度城里町下水道事業会計決算認定について
- (4) その他

3 閉 会

午前 9時55分開議

開 議

○委員長（加藤木 直君） では、おはようございます。まだ時間前ではございますけれども、おそろいのようですので、始めさせていただきます。

本日は、令和5年城里町一般会計決算の教育産業常任委員会所管分、そして水道及び下水道事業会計の決算について審議をお願いいたします。

審議事項

○委員長（加藤木 直君） それでは、会議に入ります。

会議に入る前に、この決算審査は、決して議会が執行部とか職員さんとかをいじめたりすることではなくて、あくまでも行ってきた事業を今後のためにどのように生かすかということで、それでまたいろんな指摘等、または町民のためにはどのようにしたらいいのかというような意見を言っていただいて、それでそれを次に生かしていくというようなことでございますので、質問される側も、また質問する側の委員さんもね、分からぬ事業があれば、それはどういった内容の事業なのかということを質問していただいて、それで町民の代表でございますので、我々は。それをまた町政の中で生かしていくということで行っているものでございますので、誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。

活発なご意見等をいただきたいと思います。

それでは、早速会議に入ります。

執行部の説明は省略をいたしまして、質疑から入りますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第59号 令和5年度城里町一般会計決算認定の歳入の教育産業常任委員会所管分を議題といたします。

質疑、ご意見等はページを述べてから挙手でお願いいたします。

さらに、執行部が答弁する際はマイクを使っていただいて、課名と職名を述べてから発言をお願いいたします。

それでは、歳入の部分、質疑、ご意見等をお受けいたします。ございますか。ございませんか。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 委員長、先ほど言つたいじめではないというようなことは、何

かそういう話が出たんですか。

○委員長（加藤木直君）いや、出でていません。別に出てるわけじゃないです。

○委員（藤咲芙美子君）出でるわけじゃないですよね。

○委員長（加藤木直君）皆さんのお達な意見を仰ぐために私はお話ししたわけです。別にそれが、藤咲さんがこういった場合とか、職員いじめているとか、そういうことはございませんので、誤解のないようにしてください。全くないですから、それ。心当たりないですよね。

○委員（藤咲芙美子君）私はね、職員さんがやっていることに対しては非常に頑張ってやっているし、本当に頑張っていると思うんですよ。だからもう本当に応援しているんです、いつも。でもね、そういうような形であまりしつこくいろんな形で質問されて、嫌だなと思うようなことがあるんであれば、ご容赦願いたいなと思うんですけども、何せやっぱり町民のことなもんですから、町民が控えていますので、町民のことを考えたときに、この予算書、決算書がいいのかどうかを確認しながら一つ一つ丁寧に聞いていきたいなと思っています。

○委員長（加藤木直君）これっぽっちも出でていませんから。

○委員（藤咲芙美子君）そうですか。分かりました。

水道の決算、会計認定なんですか

[「水道は後」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木直君）企業会計は後です。

○委員（藤咲芙美子君）じゃ後で。

特に今回はいいです、あまり。事務事業のほうで少し聞いていければいいかなと思ってますので、大丈夫です。

○委員長（加藤木直君）副委員長。

○副委員長（片岡藏之君）使用料、手数料のところで収入未済額、これが4,288万3,300円、これって都市建のほうのあれかな、住宅使用料とかそういうものが入っているものかな。もしそれでどのぐらい入っているのかあれば教えてください。

[「ページ数言った方がいいんだよな」と呼ぶ者あり]

○副委員長（片岡藏之君）決算書のこれは2ページ、一般会計の、款で言うと15款。

○都市建設課長（大津好男君）都市建設課より、ただいま住宅使用料の歳入についてのご質問でございますが、こちらについては、こちら14ページに表示しております町営住宅使用料の現年度分及び過年度分がございます。現年度分決算については、収入未済については105万5,300円、それから過年度分については4,182万8,000円となっておりまして、その合計額として4,288万3,000円が収入未済となっております。

こちらの過年度分でございますが、ここ5年で過年度分についての未済額については約2,000万円ほど減ってきております。毎年順調に過年度分については年々減少させている

状況でございます。

以上です。

○委員長（加藤木直君） よろしいですか。

ほかにございますか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 2ページをちょっと出していただけますか。歳入の2ページ、この使用料がこの中の4,200万円というのは、これは全体的に4,200万円なのかな。これは都市建設課だけの4,200万円ですか。

〔「答え言ったでしょう、累計です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまの藤咲委員からご質問の4,288万3,300円については、都市建設課所管の町営住宅の使用料となっております。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 収入未済額なんですけれども、財産収入での80万4,000円というの、これは管轄ではないですかね、都市建設課の、教育産業の中では。

○委員長（加藤木直君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） これは財務課所管分でありまして、土地の賃借料の部分があります。これが4件あります。既に2件は領収済みになっておりまして、残りは62万円ということになっております。それは分割納付を受け付けております。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

○委員長（加藤木直君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木直君） なければ、意見等も出尽くしたということで、次に移ります。

それでは、歳入に関する質疑を終了いたします。

雨宮課長につきましては、退席していただいて結構でございます。

〔説明職員退席〕

○委員長（加藤木直君） 続いて、令和5年度一般会計決算の歳出、教育産業常任委員会所管分に移ります。

質疑、ご意見等をお受けいたしますが、決算資料の番号を述べてからお願ひいたしたいと思います。

それでは、質疑等はございませんか。ずっと後ろのほうなので、これちょっと、何ページぐらいだろう、後ろのほうで。農政からだと思ったな。

〔「13ページですかね」「142番あたりかな」「130……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木直君） 130からだね。ございませんか。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 13ページの133番ね、地域おこし協力隊3,290万円出ていますけれども、これ国の補助金って何割ぐらい、全部町のお金じゃないですよね。

○委員長（加藤木 直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） お答えします。

国の補助100%でございます。

以上でございます。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

桜井委員。

○委員（桜井和子君） 通し番、297番、ちょっと先のほうになってしまいますが、ふれあいの船事業で、参加児童数101名となってますが、参加申込みをされた101名の児童は実際、北海道のほうにふれあいの船で行った方ですね。当日までに体調を崩して不参加になった児童というのもいらっしゃいますか。

○委員長（加藤木 直君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

ふれあいの船101名参加ということで行った事業であります。キャンセルは、昨年度はキャンセルはおりませんでした。失礼しました、1名キャンセルがありました。失礼しました。

○委員長（加藤木 直君） 桜井委員。

○委員（桜井和子君） 理由というのは、やっぱり体調を崩したとか、急な発熱なんでしょうけどね。

○委員長（加藤木 直君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 続けてお答えいたします。

発熱等の症状が出たということでキャンセルということであります。

○委員（桜井和子君） そうですか、分かりました。

不参加になった場合は、保護者の個人負担というのもあると思うんですが、個人負担はお返しするとかということになっているんでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） キャンセルということで1名、金額が1万8,900円返還しております。ちなみに参加費が2万7,000円のうち1万8,900円を返還いたしております。

○委員（桜井和子君） 分かりました。

これ本当に大事な事業というかね、貴重な体験を積める本当に大事な事業なので、本当に継続してやってもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 15ページの、今のふれあいの船の件で気がついたんだけれども、途中でコロナが出ましたよね。それで帰った子供さんもいる。でも、私は教育長には言ったんですけども、うちの孫はね、帰ってきて4日後にコロナになった。どうして後追い調査をやらないんだ。北海道で出ているんだから、あと帰ってきてからも調査すべきだと思うんだけれども、その辺、教育委員会でどう思っていますか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

通常、追跡ということでご指摘があったんですけども、今の段階では追跡調査は行っておりませんので、今後検討していきたいなとは思っているんですけども、今現在、コロナも5類ということで、通常インフルエンザとかと一緒に部類になりますんで、その辺をちょっと加味しながら検討していきたいとは思っております。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 子供たちを連れていくて、北海道でコロナが出て、結局帰ってきてから後追い調査をしなかった、これはね、連れていった教育委員会も、その体制が問題ですよ。5類になったから、そういう問題じゃない。子供にとって死ぬ場合もあるんです、大人でも死ぬ場合もあるんですから。それはちゃんと最後まで、最低、そういう情報を各学校にお願いして、情報を入れて、対応はこれ絶対すべき。実際に出て、そういう状態なんだから。教育委員会が元で連れていっているから、その最後まで責任を持つのは当然。その辺、気を引き締めてお願いします。やってください。

それと、154番、森林組合補助事業、これ農政課だよね。この間ね、町長が取り下げた条例、ここへ出向する職員をできるように条例を改正して出してきた。この条例自体、担当課としては違和感持たなかつたんですか。補助をやっている、そしてまた入札やって除草、工事もやっている団体ですよ。執行できるような条例改正、とんでもない話です。これ議会に出す前に、職員はどういう判断をしたんですか。

○委員長（加藤木 直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） やはり県からの指導は、笠間森林組合と一緒になるほうがよいのではないかというところで検討させていただいておりました。その中で森林組合の総会が終わりまして、森林組合自体は、城北森林組合ですね、自体は存続してやっていきたいというところで話合いが持たれまして、組合自体が存続するのではそういう方向でいこうかという話になりましたが、経緯としましては、もともともうゼロですので、立ち上げに関しては、もうこれから大変な時間と金額がかかるのかなと予想されております。

以上でございます。

○委員（関 誠一郎君） 回答にはなっていないね、これね。そういう条例、いいですか。

公務員としていて、そこへ出向させる場合には公務員を辞めていくんですよ、辞表を出して。そうすると、その方は退職金にも影響するんですよ、公務員としての空白が出るんです。これ行った方はね、悲惨ですよ。かわいそう。これ人権問題ですよ、こういうのを首長として条例を出すのは。でも、事前にそういう条例をつくったというのを説明あったんですか、町長から。あったんですか、なかったんですか。こういう条例をつくった。それとも一緒に条例つくったんですか。人権問題ですよ、これ。

○委員長（加藤木 直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 条例については、派遣できるように、笠間と城北森林組合、職員のまま派遣できるようにということでお話を聞いておりました。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） そのときにね、公務員として、この役場内に入序して、そこへ出るということは、辞めていかなくちゃならない。山桜もそうですよ。山桜へ出向したら、公務員辞めて行っているんですよ。そういう人権を無視した条例について違和感はなかったのかどうか、それを聞きたい。まして町の事業の入札やる団体ですよ。この間も言ったけれどもね、談合の温床ですよ、そうなると。そのときに違和感はあったかなかったのかを聞きたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 自分としましては違和感はあったかなと思います。どちらにしても経験のない方はなかなか行きづらいと思いますので、農業政策課の者で森林に詳しい、携わっていた者をとは考えておりました。

以上でございます。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 何回も言うようだけれども、職員の人権を無視した条例が出たようなときは、課長ね、町長であっても、これは駄目だよと、おかしいよと止めるべきです。副町長にも聞いたら、副町長知らなかつたと。職員を統括する副町長がね、そういう条例を知らなくて議会に出してくる。いろいろ反対が出たから、今度は取下げ。全協のあの説明は何だったんですか。あれでね、知らない方はみんな信用しましたよ。ああ、そういう団体なら職員行ってもいいのかな。でも、それには裏があつたんですよ。はつきりいうと町長の支援者から無理やり頼まれたことですよ、これは。そのために条例改正ですよ。これはとんでもない話。

前も聖明園の漏水があったときに、あれもね、高齢者介護施設だけ水道料金免除するなんていう条例で出してきた。町民全体が免除してあげますよという条例なら納得したんですよ。今後そういうね、担当課、出ると思うんで、よく把握して、これは駄目だよと、副町長、これは駄目だよと。本来なら副町長が全部把握して、副町長が止めるべき案件だったんですよ。課長だけに重荷を背負わせるのは酷かもしれないけれども、ただ、今、課長

が言うように無理があったという回答がもらえれば、私はそれでいいかなと思っております。

以上でいいです。

○委員長（加藤木直君）ほかにございますか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君）今の森林組合の件なんですけれども、取り下げられたということで、取り下げられたんですけれども、ただ、これからですね、今この地球温暖化の中で草がすごい伸びるのが早く、とってもとっても大変な状況になっています。この町の中で、町でね、森林組合の中に入札して、ほとんど委託して事業をやっていたというんですけれども、それっていうのも、これから本当にこの人、高齢者の方一人に任せておいて、入札状況をずっと続けていくのか。それとも、森林環境譲与税とかそういうものを利用して何とかできるのか。この町をどのようにしたいのかというのが私大きな問題になってくるんじゃないかなと思うんですよ。

ですので、この条例が出たというか、森林組合の補助が取消しになったことについては、取消しになったからしようがないなと思うんですけれども……

○委員（関誠一郎君）藤咲さん、補助じゃないよ、これ。条例改正が却下されて、補助じゃないよ。条例改正が取下げになったんだよ。勘違いしないで。

○委員（藤咲芙美子君）分かりました。

じゃそれはそれで置いておいて、この町の草刈りとかそういうものがちょっと間に合わないような状況になっているんじゃないかなと思うんですね。担当課として、この町を今後、この状態、森林の状態、そういうものを含めてどのように考えているのか教えていただければと思います。

○委員長（加藤木直君）山林の管理ということですか。

○委員（藤咲芙美子君）そうです。

○委員長（加藤木直君）山林の管理について、今後どのように考えているか。

農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君）ご質問にお答えしたいと思います。

七会地区は笠間の森林組合が関わってらして、きれいに整備されている状況です。そのほかの、常北、桂地区につきましては森林整備が進んでいなくて、山の周り、林道等がそのままになっている状態でございます。町の所管しております林道につきまして、城北森林組合さんに委託事業をお願いしているという現状になっておりますので、これからは常北、桂地区につきましてはかなり手を入れて、森林環境譲与税を使いながらきたいなと担当課では思っております。

以上でございます。

○委員長（加藤木直君）藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） そういう場合の森林環境組合だけでなく、一般の人たちにも、何ていうかね、一般の業者とかそういう人たちにも声をかけていくということでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（加藤木直君） 農業政策課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 今、猿田議員からもありましたとおりケース・バイ・ケースというところで、山林に関しては、やっぱり森林組合さんがよく継続的に知っています、お願いすると格安でやっていただけるというところがございました。あと、一般的な山林に関しては、森林環境譲与税は国有林を除いた一般の方の持参している山なんかを整備するためのというところが主になっておりますので、その辺を重点的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

本当に今、ちょっとどこにいても草がひどくて、伸びが早くて、とってもとっても追いついていけない。草だらけのような町で、本当にこれがどうなんだろうというのがね、もう少し専業してもらえばいいのかなというのを感じているところなので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

引き続きいいですか。

土木関係で191番、192番、193番、これ繰越事業になっているんですけども、この繰越しは全部終了されているんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（加藤木直君） 何番からですか。

○委員（藤咲芙美子君） 191番。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問ですが、191番、決算資料にあるとおり、実施年月日のほうで令和5年4月に繰越しされておりますが、令和5年7月7日にこちらは終了。次の192番についても令和5年11月、193番も7月24日に終了しているところでございます。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

繰越事業がかなり続いていると、令和6年度に、今年度というか、終了したということなんですねけれども、かなりいろいろと、220番、221番と、ずっといろいろな事業は続いているけれども、これは本年度、全部できたものなんでしょうかね。令和5年度に、できたものなんでしょうか。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えしますが、決算委員会でございますので、

終了しているものについてご説明しているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。ありがとうございます。

そういうことで、じゃちょっとお聞きいたします。台風19号、22年度だったでしょうか。桂地区でかなり氾濫したのを覚えていますか、桂地区で氾濫したと判断したんですけれども、河川が氾濫して水没しましたよね、道路も田んぼも。あれについて、氾濫部分の事業というのは何か解消したとか、整備をしたとか、そういうようなことがあるんでしょうか、お聞きします。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問については、桂川については、茨城県管理の河川となっているところでございますが、令和元年の大雨による越水、また逆流等が、私地区に住んでおりますんで、全て分かりますが、令和元年の災害を受けて、国、県、町、国が大本でございますが、5年間の災害対策加速ということで始まっておりまして、那珂川・久慈川緊急治水プロジェクトというのが始まっております。それに伴って茨城県のほうも、茨城県による対策プロジェクトを実施しております、直轄河川の那珂川が主に海に流れしていく部分でございますが、こちらのほうの水位がまず上がり過ぎているということで、水戸地区のほうから河川断面の掘削を国交省のほうで執り行っておりまして、茨城県においても、藤井川、塩子川、桂川のしゅんせつを令和2年よりずっと実施してきております。

町についても町管理河川、小河川についてのしゅんせつ工事を毎年1,000万円から2,000万円の間で、あちこちちょっとしゅんせつ工事をしております、今の基本的な考え方は、流下阻害に対して、竹木、また堆積土を取りあえずしゅんせつをするということで、スムーズに水が流れるという形でやっております。

ただ、どちらにしても桂川、藤井川がそうなんですが、直轄河川のほうが水位が上がると、どうしても逆流しますので、樋門がついている部分については締切りになるところで、内水についてはちょっと今のところ処理はできないんですが、ハイウォーターというか、洪水水位を通り越している時間がある程度賄えるということで、今の河川事業を国と県と町でやっているところでございます。

以上です。

○委員（藤咲美美子君） 急ぎのことでね、国も県も多分、始まっているんだと思うんですけども、本当にこここのところもう少し前後を高くしてほしいとかというようなところもあったんじゃないかと思うんで、その辺のところは住民の要望をきちっと聞いて、国にも県にも申入れしながら改善していかなければいいのかなというふうには思っています。

桂川のところも実際、国ですか、県ですか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほどご説明したとおり、桂川については茨城県管理となつております。上流部分は孫根、岩船の地区の部分までが県管理となつております。

ただいま堤防高を高くというお話をしましたが、一部だけ高くというのもやっぱりできない部分がありまして、今かかっている橋梁等がございますから、全体的に上げられる部分というのは限られているということで、今しゅんせつを進めておりまして、無提地区であった部分については千代橋の上流のほうも無提部分解消をしていただいているところでございます。

以上です。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。

○委員長（加藤木直君） ほかにございますか。

小坪委員。

○委員（小坪孝君） 建設課にちょっと聞きたいんですけども、これ事務事業で、これだけ報告されてるんだけれども、この事業は今、草刈りなんか、道路にしてもボランティアとかそういうね、民間にやらせている事業が多いのよ。この報告の中は、これは入札でやったやつなのかな、全部。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 事務事業でございますので、予算が発生しているものであります。今、小坪委員からありましたボランティアに係るものについては、今のところ町では予算化されていないところでございますので、町道の維持費のほうの工事請負費の中に町道の除草工事が含まれているところです。

○委員（小坪孝君） それは入札やらないで、ボランティアにお願いする、除草はね。そのときに刈り払い機の免許なんかを持っている人を頼んでやるんでしょう。あと続けて、あとがしたときの補償は町がしてやるのかどうか、そこら辺ちょっと確認。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ボランティアといいますか、町内の一斉草刈りということで各大字、または自治会、または団体等に支給しております日当については、一昨年、もともと600円であったものを1,000円に引き上げて1人当たり1日出ると1,000円ということで対応させてもらっております。また、事故等については、団体一括の損害賠償保険のほうに加入しておりますので、そちらのほうで対応しているところです。

○委員（小坪孝君） それ町が入っているの、業者が、ボランティアが入っているの。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今申したとおり、町のほうで一括で、例えば町内一斉除草ですと3,000人程度の参加人数ということで予算計上して、5件契約を、皆さんに入る前に契約して対応しております。

○委員（小坪孝君） じゃ続けて聞くから。今、道路の計画をして、まだ発表にもなつ

ていない、町長が独断でここを広げますので、お金幾らぐらいまでなんて言いながら区長要望を集めているみたいだけれども、これ区長さん要望というのは町長が集める問題なの。区長さんが自主的に俺は出すんだと思っていたんだけれども、町長が自ら区長さんのところへ行って、区長要望書いてください、そういう団体のところへ行って要望書を出してくださいなんてやっているようだけれども、それは本当に正しいの。区長要望が何件、今ね、全然、区長さんとしゃべっても仕事やってもらえない。それで、建設課長としゃべっても順番があるから、徐々にやっていきますよという話なのに、町長が区長要望を集めたやつをすぐに来年度予算といってやりますなんて言って、甘い言葉を出して、協力させてもらっているような集め方をしているのは、これは正当なのかどうか、そこら辺。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 先日、全協でもちょっとその話があったと思うんですが、担当課長としては、幾らか政治的な話はちょっとできませんが、一応担当課としては、道路改良については基本、当該地区のほうから連担している地権者の同意を込みで申請していただきたいということを今まで言っております。ただ、地区計画道路とか部分的に危ないような道路については政策的に実施している路線もございます。今お話をあった首長がどうのこうのというのは、ちょっと私のほうからは意見は言えませんので……

○委員（小坪孝君） だから、区長要望がこれだけ集まっているのに、町長が自ら区長要望出してくださいといって行ってやるのは正当なのかどうか。課長としてちょっと答えたい。あなたが責任者としてやっている以上。

○都市建設課長（大津好男君） 正当なのか不正なのかというお話ではあると思いますが、私の口からはあれこれ言えないものもあるということは皆さんご理解をいただきたいと思います。

○委員（小坪孝君） 区長要望は今何件くらいあって、何件処理しているんだか、それだけ教えてください。何件たまっているんだか、区長要望。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 毎年、各区のほうから区長要望ということで出ておりまして、今年現在は160件程度要望が出ておりまして、対応率については約70%を超しているところでございます。

○委員（小坪孝君） 73か。

○都市建設課長（大津好男君） ちょっと小さい数字はあれですけれども、7割は超えております。

○委員（小坪孝君） じゃ桂地区とか七会とか石塚でそういう割合でちょっと教えてくれないかな。どこらで消化しているんだか、地区的に。

○都市建設課長（大津好男君） どちらにしても地区割のほうもおおむね大体どこも7割以上は対応できております。物によってはね、ちょっと予算が過大になる部分とかについ

ては後日、または、実施不可能な部分については要望があった区長さん等にもお話をしながら毎年対応しているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○委員（小坪 孝君） いや。

○委員（鯉渕秀雄君） 委員長、だけれども、物事を臆測で申し上げてはちょっと違和感を感じるんですが。やっぱり町長が要望書を集めているとか、その現場というのをきちっと見て、肝心。区長としては町長から言われたと言うかもしれない。だけれども、それはある程度臆測の面が入りますんで、そこは控えてほしいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員、それ後にしてもらって、ちょっと審議のほうだけ、決算の。それを優先して先にやりたいと思うんですけども、よろしいですか。

○委員（小坪 孝君） じゃ進めてください。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 都市建設課にお伺いしたいんですけども、194番、落石対策事業。これね、この道路、要するに町の山から落石が何回も発生して、3年か4年前かな、軽トラックの荷台ぐらいの大きい石が落っこって。もう一件は、イイムラさんという家の東側の山には八畳一間ぐらいの石が落っこっているんです。地域の方がキノコ採りに歩くと3個あるというんだ、大きいのが。今後ね、どこらまで調査、そして施工をやってくれるのか教えていただきたい。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、場所については、高根台から下りて右に曲がった路線なんですけれども、現在、1期工事目が今まさに始まっていますが、何分、距離が結構ございますので、今直近では5か年で取りあえずやれるところまでやりますということで対応しております。山の上のほうも現地調査しております、場所によっては、一番危ないところから手をつけてやっていこうということで担当課で考えております。また、その先のほうなんですけれども、7-03号線、河川道路、孫根に抜ける道路でございますが、こちらについては、一般車両等が通行するところをまずメインとして対応していきたいと思っております。そこから先については、ちょっと一部河川とか、町道ではあるんですが、普段通り歩きしないというところがちょっと後日、検討しながらということでなると思いますが、今のところは舗装されている橋までの間の中で危険であるところを対応して実施したいと考えております。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） ありがとうございます。

これもね、早急にこういう対策を取っていただいて、早期に工事着工ということは本当にありがとうございます。ただ、今まで大きな事故がなかった、これ幸いであって、私も

雨のときはあそこは通らない、上を通るんです。

それと、今、地域住民から工事のバリケード、道路のバリケードしてあるけれども、あれ誰かが要望したのかな。バリケードを外して一般の方が通れるようにしてあるんだわね。ただ、あれ一応ああいう形で、岩肌がもう見える状態になっていると危ないんで、工事区間という形でバリケードがいいのかなと。やっぱり私らもあれ岩が丸見えでね、通るの怖いですよ。だから、その辺は業者とよく話して、あとまた地域の区長さんと話し合って、順次施工を進めてください。よろしくお願ひします。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○委員（関 誠一郎君） 結構です。

○委員長（加藤木 直君） 途中であれなんですけれども、ただいま関委員からもちょっと道路を通っていて怖かったり危ないような道路があるということなんですけれども、先日も、よく大雨が降りますよね、一時的にはあーっと。そうしますと、畑に降った雨が、斜面のところって結構、県道とか町道にはあーっと流れてきて、先日もあったんですけれども、もう見ていてね、1台事故っていて、向こうからバイクが吹っ飛んてきて、それで2人乗りだったのかな、多分、課長知っているかもしれないけれども。2人乗りのそのバイクがね、もう土が流れて県道に出てるので、下はもうバナナの皮が敷いてあるような状況でつるんつるんなんです。それをバイク2人乗りで来て、すてーんとなつて事故ってというようなことで。

そういうときには、例えばその畑の持ち主に対して、土が流れないようにしてもらうようにお願いするのか、それとも道路のほうで何とかしてもらうのか、課長、どちらでしょかね、これ。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問でございますが、道路管理者としては、今ある道路、車道になっている、歩道になっている部分について通行できる状態を確保するというのが道路管理者の仕事でございますので、ただ、今ね、畑のほうからというのがありましたら、そちらは農業政策課とも協力しながら、どちらにしてもお願いの部類にはなるんですけども、地権者に対して、路肩のほうに素堀りしないようにしてほしいとか、あとは作物を作らない状態の取りっ放しというのが一番やっぱり出てしまうので、こちらはちょっと農地管理とかいろいろな面でもいろいろあるとは思いますが、ただ、道路管理者としては、何かあったときに道路がある程度通れるように対応するというのが仕事でございますので、ただ、民法上で例えば屋敷の木とかが直撃をさせたという部分については、民法適用がありますので、財産である民地の持ち主のほうにその損害賠償請求というのが裁判の判例でもありますので、そういうことも出てきかねない。

ただ、災害というか豪雨対応ということで考えれば、部分的にはそういうのもなかなかないのかなとは思います。通常、皆さん免許を取られていると思いますが、荒天、台風そ

の他があるときは注意して走行するのが運転者の義務でもございますので、そちらもいろいろ鑑みながら対応したいと思います。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

いずれにしてもそういったことがこれから気候変動の中で起きてくると思うんですよね。そういうときには、町民からも相談あると思いますので、的確に指導というか、あと、直せるところは早急に通行できるようにお願いをしたいと思います。

ほかにございますか。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 256番から257番なんですが、町営団地の建て替えなんですけれども、新しいところに移られた人たちが喜んでいます、きれいなところに入れたと喜んでいるんですけども、ただ、床の材料が何か節穴だらけで、ぎしぎし音がしているというような、そういうところまでちょっと聞いたりしているんですけども、その辺はどうなんでしょうね。節穴だらけの床材料というのは、金額が満足にきちんと入らなくて、その見合った金額でできないから材質を落としたとか、そういうようなことは考えられないのでしょうか。それとも、もともとこの材料でやってほしいというようなことを町から要望しているんでしょうか。どういうことなのかが、何で新築したばかりなのに節穴だらけの床材料でぎしぎし音がするし、どういうことなのかちょっと分かったら教えていただきたいんですが。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたしますが、新しく造られている南団地でございますが、役所の発注工事でございますので、材料については仕様書の中で賄つておりますて、最低限度ここをクリアしなさいよというより上のもので使っています。立派なお寺のような家とか、今どきハウスメーカーさんもありますけれども、そういうハイグレードのもので建設されているものではないというのだけはちょっとご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） ということは、節穴だらけでも仕方ないから我慢してほしいというような、そういうところなんでしょうかね。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 現場については、町の担当のほうも現場監理を行っておりますて、なつかつ茨城県の技術公社さんの方にも入っていただいて、工事管理のほうもしております。先ほども申しましたが、設計上考えている材質、形質の品質をクリアするものということで使用しているので、悪質なものを使っているとか、そういうことではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。

そういうようなことであれば、役場のこと、不正しているわけじゃないんだからということでお話しすることもできるんじやないかとは思うんですけども、やっぱり自分たちの納得いかないところだと、節目ばっかりというようなことで出ているもんで、そういうところは少し了解しながらいきたいと思っています。

それから、258番の住宅の補助金、これは補助金額が20万円ということなんですけれども、これ3年分で60万円でぴったりという形で出しているんでしょうか。最初、少し分割して10万円は後で出すから、先に10万円だけ渡すねというようなことで、後から10万円渡すとか、そういうようなことというのはあり得るんでしょうかね。補助額20万円というのは、1件につきということでいいんですよね。当然、60万円の所要経費になっているので。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 移転支援事業費のほうでございますが、始まった当初については、引っ越しが完了したときに一括払いを確かに行っておりまして、今、藤咲委員からお話ありました。あの当時も藤咲委員のほうからもお話がありまして、今は移転が決まれば、その時点で概算払い8割、最初にお払いして、完了後に残りの残額を支払いしているところでございます。

○委員（藤咲美美子君） ありがとうございます。

この20万円というのは、そのまま20万円、最初に一括で出るのかなと思ったんですけども、この8割にするというのは何か理由があるんですか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 交付金、補助金でございますので、通常まだ何も完了していない状態で全額払いというのは、どの事業でも通常実施いたしませんので。ただ、利用者さんと契約する時点で、今、前払いしてくれとかという業者さんもいますので、それに対応するように8割概算金をお支払いしてということで今実施しているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。

20万円、移転費が出るというんであれば、20万円、最終的に払ってあるよというんであればね、全然問題はないと思うんで、これはこれからも多分、移転費の問題はまだ数件残っていますので、そうなってくると思うんですけども、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時07分再開

○委員長（加藤木直君） それでは、始めたいと思います。

休憩前に引き続きまして質疑のほうをお願いいたします。ございますか。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 農政課にちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、ちょっとこの中、全体的なところなので、番号ではないんですが、現在の農業ですね、今、高齢化に伴って農業を、水田とか畑とか耕作がどんどん減っているんじやないかと思うんです。放置されているというところもあるし、継いでいる、頼んでいるというところもあるんですけれども、今後、この町としてどのようにしていくのか、どのように考えているのか。それとあと、今、耕作放棄地が1年でどのぐらい進行しているのかお聞きいたします。

○委員長（加藤木直君） 耕作放棄地ですか。

○委員（藤咲美美子君） 耕作放棄地。

○委員長（加藤木直君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） 藤咲委員のご質問にお答えいたします。耕作放棄地のほうだけによろしいですかね。

○委員長（加藤木直君） それでよろしいですか。

○委員（藤咲美美子君） はい。

○委員長（加藤木直君） 荒廃地だけで。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） こちら皆様のお手元にも行っているかと思いますが、町の農業委員会の大ベテランがいまして、これ一番新しいものなんですが、8月に皆さんにお配りしているんですけれども、こちらの記載があるとおり、この2枚目に、令和5年度の荒廃農地全体調査結果ということで、昨年度、農地利用最適化推進委員さんが農地を全部歩きまして、荒廃農地の状況を調査しています。それを取りまとめをして、荒廃農地の方に、今後、その農地をどうするんですかという聞き取り調査を行った結果がここに出ておりまして、一応、令和5年度の荒廃農地の全体でいきますと、まず、全農地面積でいきますと、田んぼが1,249ヘクタール、畑が1,583ヘクタール、合わせまして合計全農地面積が2,832ヘクタールとなります。このうち令和5年度の荒廃農地につきましては、田んぼが145ヘクタール、畑が130ヘクタール、合計で273ヘクタールとなります。こちらの農地全体に占める割合といたしましては9.7%ということで、令和4年度と比較しますと、逆に1ヘクタール減っております。減っている状況でございます。減っているということは、その分農地集積をして耕作している方が若干増えているということになります。

荒廃農地のほうは以上になります。

○委員長（加藤木直君） よろしいですか。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） ありがとうございます。

分かりました。ただ、減っているというのは分かるんですけれども、ただ、今放置しているところありますかというと、太陽光なんかどんどんできているような状況なんですね。そのことについて、ちょっと課が違うと言われるかもしれませんけれども、そういう農家さんの思いとかそういうもの、町としては、農政課は農政課だけでというような形で、あとは知らないよという形なんでしょうか。それとも、相談に乗って、どんなふうにしたらいいかとか、その辺までやっているんでしょうか。とにかく最近、太陽光があまりにも目立ち過ぎて、どこそこ構わず出ているというのがあるんで、できているので、ちょっと外見上あまりよくないし、その辺どのように感じているのかなというようなことを思って、お聞きしたいと思っています。

○委員長（加藤木 直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 太陽光に関しましては、課で言いますとまちづくり戦略課、また、農業委員会事務局、農業政策課、建設課と協議しながら進めております。

また、これから農地に関しましては、今年度いっぱいに地域計画というものをつくるように国の方から指導がありまして、今、座談会を催しているところでございます。各地区7地区に分けて、昨年も集まっていたら、今年もまた集まりをやりまして、どういうふうに農地を利用していくか、区長さん、あと認定農業者、地域の農業者を集めて話し合いをしながら、そういう計画を個人個人に聞きながらつくっていく予定でございます。

以上です。

○委員（藤咲英美子君） 分かりました。着々と進んでいるということなんですね。

そういうところで、今、とにかくできないから太陽光にしちゃおうっていって、甘い話に乗せられてね、はいはいこういうふうにしましょうといってどんどんできちゃうこともありますので、早急にそういうまちをどうしたいのかというようなところまで考えた上で、ぜひ早い検討をお願いしたいなと思っています。

それともう一つ、全然違うんですけれども、農業でね、米が余っているから飼料米を作ってくださいということで、飼料米をたぶんいろいろ変換して作ったんだと思うんです。しかし、今、米不足になっていまして、その辺のところのことはどんなふうに変換しながら町民に説明してこんなふうになっているのかなというのを感じています。とにかく店頭にお米がなくなるような状況もあったりとかしていますし、どうなのかなというところでお聞きしたいんですけども。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲さん、これは農水省関係、国レベルでの話で、お米が高いとか上がっているとかというのは。それで、これが農政課長に問いただしても、農政課長は、それはちょっと答えることはできないと思うんですよ。もうとにかく主食である米のことについては、大体、国が国策として方針を出してやっていることなので、小さい部分で特産品を作ろうとかって、七会地区とかでやっているのとはまた別ですから。ですか

ら、今、店頭に物がないとか、それから物が余っていて米が安いとかというのは、あくまでも国レベルの話ですので、私たちがここでどうこういってもなかなか始まらない部分なんです。

ですから、それはちょっと農政課長に問いただしても、ちょっと厳しいかな。理想論は言えるかもしれないけれども。それが現実味を帯びるとは限らない。だから、別な質問をしてください。

○委員（藤咲芙美子君） そうですか。そういうことであれば、住民もこういうことを考えている、心配していると。やっぱり上のほうに申し上げていきたいというふうな、そういうところでできればいいかなと思ったものですから、失礼いたしました。

じゃ話を変えます。

新規就農についてお聞きしたいと思います。何番でしょう。新規就農支援事業なんですけれども、これはやっぱり国からの支援があるんじゃないかなと思うんですけれども、今現在、新規就農に支援をしているという人は7人とここに書いてあります。これどういう事業をやっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。これだったら大丈夫かな。

○委員長（加藤木直君） 農業政策課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えします。

136番の新規就農者等支援補助事業でございます。

この事業は、国の事業の農業次世代人材投資資金、また、新規就農者育成総合対策補助金の交付を受けている者に対して、町が追加で補助をするものでございます。金額としましては、年間36万円です。月にしますと3万円掛ける7名で、金額がちょっと少ないのは、途中で、全額支払っていない部分がありますので、決算の金額はこの金額になっております。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

大体種類はどんなに就いているかは分かりますか。

○農業政策課長（興野隆喜君） ここにも書いてありますとおり、経営の助成金ですので、農業者はいろいろまして、牛を飼っている方もいますし、ネギを作っている方もいますし、果物等を作っている方もおります。それが7名でございます。

○委員長（加藤木直君） これ6名じゃないの、7名。

○農業政策課長（興野隆喜君） 5年度は一応7名でございます。

○委員長（加藤木直君） 1名はお金を払っていないということですか。

○農業政策課長（興野隆喜君） そうですね。途中で離農した方がおります。

○委員長（加藤木直君） この金額には7名は反映していないくて、6名分ということね。

○農業政策課長（興野隆喜君） 7名も途中離農したので、一応人数的に言うと7名でございます。

次世代人材投資資金という資金を受けている方が5名おりまして、新規就農者育成総合対策の補助金が2名おりまして、合計で7名になっております。

○委員長（加藤木直君） そうしたら36万円でしょう。36万円で6名分だよね、216万円ね。

○農業政策課長（興野隆喜君） はい。

○委員長（加藤木直君） 実際に1名分は払っていないよね。

○農業政策課長（興野隆喜君） 始まる年度にもよって若干金額が変動しますので、開始時期が変わったりしますので、金額は変動します。

○委員長（加藤木直君） ほかに。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます、新規就農者ということで、出ているんですね。

ただ、このときに新規就農者には支援しますけれども、新規就農を引き受け、何か新規就農者を受けている、今就農している農業の人への支援というのは、そういう場合はないんでしたでしょうか。

○委員長（加藤木直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 先ほど申し上げたんですけれども、この要綱に合致しなければ支払いができないこととなっていますので、例えば農業次世代人材投資事業でございますと年齢制限があります、49歳以下の者になっております。それで経営開始から5年の補助金が出ております。

○委員（藤咲芙美子君） 幾ら。

○農業政策課長（興野隆喜君） この事業は、3年目まで年間150万円でございます。この事業は令和5年度で終了しまって、切り替わったのが新規就農者育成総合対策補助事業というのに5年度以降、切り替わっております。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

そういうことであればね、少しずついろいろ変わりながら補助してもらっているのかなというのもあるんですけども、この町で農業を続けていくのに、やっぱり新規就農者というのはとても大切なと思うんですね。新規就農者を増やしていくためにどのような手立てをしているんでしょうか。

○委員長（加藤木直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） その増やすためには、地域おこし協力隊の事業を使いまして、国の100%事業で3年間勉強させて、卒業後に新規就農、新規認定就農者になる予定でございます。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

その場合、しっかり自分たちではなかなかできないという人には、やっぱり町でもある程度の手助けなんかはしているんでしょうか。それとも、就農者たちにお任せしているのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（加藤木 直君） 農業政策課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） そのために、地域おこし協力隊を卒業しましたら、なかなかすぐにお金ができるわけではないので、先ほどの次世代人材投資資金で年間150万円と、町の単費で36万円の補助を出して生活していただきます。その事業は、事務事業のほうでいきますと138番と142番の事業でございます。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 全く単品ではなかなかつながらないんですけれども、大体つながってきました。そういう意味では、いろいろ廃れていってしまったという町でもね、何とか少し頑張ってやってもらいたいと思うんですけども、地域おこし協力隊というのは今何人ぐらいこの町にいらっしゃいますか。

○農業政策課長（興野隆喜君） 令和5年度ですと8名おりました。卒業しまして、3月にお茶で卒業しました。6月にアスパラで卒業しました。今月、果樹で1名卒業しますので、今現在5名ということでございます。

○委員（藤咲芙美子君） この人数で限度ですか、もう。それともまだまだ増やす段階ですか。

○農業政策課長（興野隆喜君） 公募も今現在しております、3名減りましたので、また3名は採る予定で、担当も1名ですので、なかなか補助事業とか、1名では大変ですので、8名ぐらいが適当かなと思っております。

以上でございます。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

これから高齢者がどんどん多くなって、農業がどんどんできなくなってしまって、放棄地もする人もいない、若い人たちが、世代がいなくなってしまう。中間層の30代、40代、50代の人たちが農業するかといったら、なかなか農業を継げなくなってしまう。じゃこの町どうするんだということになっちゃって、やっぱり廃れたような状況でおくんじゃなくて、そこら辺のところ少しづつ、新しい人たちが何を求めているのか、何をしたいのか、そういうところを少ししっかりと支援していただければ、少し町の再生もできるのかなというのを感じるんですけども、私の考え方だけなのかな。ほかの人はみんなどうでしょう、お聞きしたいんですけども。すみません。

○農業政策課長（興野隆喜君） 追加で回答したいと思うんですが、地域おこし協力隊事業も定着してきました、活動費、給料を含めまして480万円まででしたが、国のはうでももうちょっと見てあげようということで520万円以内ということになりましたので、金額

もアップして、さらに協力隊になる方も多いのではないかなどと思いますので、これからも募集について頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（藤咲美美子君） 増やしたということで、少し人数も増えてくれればいいんすけれども、とにかく人材を育てるために苦労しているんではないかと思うんすけれども、これから頑張ってやっていただければいいなと思っています。大変ですけれども。

○委員長（加藤木直君） よろしいですか。

○委員（藤咲美美子君） はい。

○委員長（加藤木直君） ただいまの協力隊の部分なんすけれども、133番。これ国の480万円から520万円に考えているということなんだけれども、これは給料、それから全体的な待遇の部分。

農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 拡充された分は給料のほうでございます。280万円以内でしたのが320万円以内になりました。城里町では、規定の中で月23万5,200円給料を出しますよということでなりましたので、全体で活動費も合わせて520万円以内で収めるということです。

○委員長（加藤木直君） ちょっと聞いたら、何か携帯電話の料金も出ているの、携帯電話とか、それからそのほかに個人の車を使っている場合は、その車の使用料、これも出ていると聞いているんですけども、その辺ちょっと聞かせてもらっていいですか。

農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問に回答したいと思います。

うちのほうでは車の借り上げ料ということで、1人当たり2万円……

○委員長（加藤木直君） 月、年間。

○農業政策課長（興野隆喜君） 月です、月。

また、住宅の借り上げ料上限5万円の中で支払っております。通信費、携帯でございますが、1人3,000円、連絡の取り合う部分というところで、月3,000円の支給をしております。

以上でございます。

○委員長（加藤木直君） すごいなと思うんだけれども、例えばここに住んでいて、ずっと農家をやってきている、その子供さんが就農しても、月々二十何万円払ったり、もしくは車の使用料とか、そういういろんな待遇、共済も出ているよね、社会保障の部分も。そういうことって各個人の家では、後継ぎ者にはそんな500万円もかけてやれないと思うんだよ。だから、それがね、ほかから来て、例えばそこで研修して、研修中この待遇を受けて、研修を終わった3年後もある程度の待遇を受けることができますよね。数百万円もらえますよね、5年だっけ、3年だね。

○農業政策課長（興野隆喜君） 長くて5年の事業は終わりまして、これからは3年です。

○委員長（加藤木 直君） そういうことを考えると、それ例えば3年の後に3年もらって、いなくなっちゃうというケースもありますからね、実際には。

ですから、それだったらば、今の現在、親の後を継いで行っている方へもっと手厚い支援をしてあげたほうが、私は国でも、そういうことを国はやるべきなんじゃないかなというふうに思うんですよ。これは課長に言ってもあれなんすけれども。ですから、もっともっと町でも、地域で親の後を継いで、家業を継いで就農している方にもうちょっと、眞面目にやっている方に、もっともっと支援していったほうがいいような気がするんだよね。そういった事業をやったほうが。

○委員（鯉渕秀雄君） 委員長、それは無理ですよ。今の農業者はさ、雑所得で一時所得にされちゃっているんですから。国はそんなのもうやめてくださいよって言っているんですよ、農業者に対しては。だから、それを支援しましょうという形はまず少ないとと思うよ。

○委員長（加藤木 直君） だからって今の協力隊のその部分を……

○委員（鯉渕秀雄君） 300万円といつても、一時所得ですよ、農業者は。僕ら無職ですよ、今。それを考えれば、現農業者に対しての支援をしてくださいというのはちょっと難しいです。

○委員（阿久津則男君） 委員長、難しいのは分かるんだけれども、私も本当に……

○委員（鯉渕秀雄君） それはそうなんだけれども、国の方針がもうやめてくださいよでしようよ。無職です。

○委員（阿久津則男君） やっぱり地元の人に月5万円で年間60万円、それを3年くらいやったほうがよっぽどためになりますよ。農業だけじゃなくて……

○委員（鯉渕秀雄君） 3年くらいであればできる可能性はあるよ。

○委員（阿久津則男君） 農業じゃなくて商業の後継者でもやっぱりやるべきだ。

○委員長（加藤木 直君） 課長に言っているんだから、町に対しての話で、国に対しては、米のあれと一緒に、国に言ったって無理だもん。

○委員（鯉渕秀雄君） 無理だと思います。

○委員（阿久津則男君） 国は無理かもしれないけれども、俺、町単独だって構わないとと思うんですよ。

じゃないと、後継者いなくなっちゃうから。

○委員（鯉渕秀雄君） 正直、10年後には、今、藤咲さんがいろいろ質問しましたけれども、僕らが辞めた後はもういないですよ。

[発言する者あり]

○委員（阿久津則男君） 答弁か、じゃ答弁をお願い。

○委員（小坪 孝君） 議員同士でもめないで。

○農業政策課長（興野隆喜君） いろいろご議論ありがとうございます。

地元の対策としては、認定農業者に認定するというものが1つと、新規認定就農者とい

うところで、新規認定に認定されれば、年間就農250万円の計画を立てて、それが遂行できれば、やはり補助事業が使えますので、現在3名おります。七会地区、上入野地区、あと桂地区、一応3名のほうに補助等を行っております。地元対策でございます。

○委員長（加藤木直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） 課長、その協力隊はいいんですけれども、協力隊を専門に各都道府県歩いている人もいるというような話を聞くんですよ。だから……

○委員長（加藤木直君） 渡り歩いているの。

○委員（阿久津則男君） 渡り歩いているの。そういう人を城里町も使っているのかどうかちょっと聞きたいんだよな。

○委員長（加藤木直君） 農政課長。

○農業政策課長（興野隆喜君） 実際そういう方もおります、お話を聞いていますし、直接に来た方もあります。でも、今まで採用はしておりません。城里は就農率80%いっていますので、ほかの地区と比べて定着率はいいのかなと思っております。病気等で辞められた方がちょっとおりましたので、就農率が悪くなってしまいましたが、町として、また地域の家や農業政策課自体で協力しながら地元に密着できるように全体で今カバーしていますので、定着率は物すごくほかよりはいいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（加藤木直君） かなり高い確率で就農されているということなんだけれども、人数としては何名ぐらい就農されているの、卒業して。

○農業政策課長（興野隆喜君） ちょっと調べて回答したいと思います。

○委員長（加藤木直君） それとあと、もちろん就農すれば一事業者ということなので、当然それはあれだよね、農業申告とかやっているよね、もちろんね。

○農業政策課長（興野隆喜君） そうですね。青色申告。

○委員長（加藤木直君） 青ですか。

○農業政策課長（興野隆喜君） ごめんなさい、青色ですね、青でやっています。

○委員長（加藤木直君） すごいな、青になっちゃね。

○農業政策課長（興野隆喜君） 計画がもう250万円以上ですので。

○委員（鯉渕秀雄君） 計画が250万円というのは、新規の事業者所得が250万円ということですか。

○農業政策課長（興野隆喜君） はい。

○委員（鯉渕秀雄君） 現在認定農業者の所得というのは。

○農業政策課長（興野隆喜君） 300万円です。

○委員（鯉渕秀雄君） いや、僕が認定農業者の継続取るときには400万円と言われたんですね。それで取らなかつたんですが。

○農業政策課長（興野隆喜君） 300万円でございます。

○委員（鯉渕秀雄君） 今300万円なんだ、落ちたんだ。

○委員長（加藤木直君） いないんですよ。

〔発言する者あり〕

○委員長（加藤木直君） ほかにございますか。

関委員。

○委員（関誠一郎君） これね、農業委員会か農業政策課、決算についてじゃないんですけども、申し訳ないけれども、先ほどの藤咲委員からあったように耕作放棄地の行政指導はできるのかどうか、それともやっているのかどうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） それでは関委員の質問にお答えします。

荒廃農地、遊休農地ですかね、それに対して行政指導を行っているのかというご質問だと思うんですけども、行政指導までは行っておりません。現在はそういった農地が荒廃していて近隣農家の方が草が繁茂して非常に困っているという方の相談があった場合には、必ずその方の相談を聞いて、場所を特定しまして、実際その場所の草とか生えている農地を写真を撮りまして、その地権者の方に農地が荒廃しているんで、農地の適正化の観点からきれいにしてくださいと管理の指導の通知を送っています。通知を送っているまではできますので、そういう感じで農地の適正管理ということで通知までは送っています。

以上です。

○委員長（加藤木直君） 関委員。

○委員（関誠一郎君） そうすると、指導に従っているか従っていないかまでは確認はしていないよね。

いや、実はね、家の国道の反対側が約8反歩、もう草だらけでね、4年前はイノシシ、中学校にまでイノシシ行ったけれども、最近ね、しつぽに模様がある、アライグマが最近多いのよ。タイミングよくこの間、教育委員会にも話をしたんだけれども、フジヅルが歩道を埋めちゃって、9月2日から通学路なんだけれども、非常に危険な状態。だから、県の土木には、県の敷地に繁茂している、そういう草に関しては指導するようにという話をしたんだけれども、それはやっぱり町で地主にやってくださいよという話をしていましたけれども。本当にもう耕作放棄地の草、今、家の脇は篠山ですから、そういうのを強制的に行行政指導してほしいなと思います。答弁はいいです。

○委員長（加藤木直君） 事務局長、よろしくお願ひします。

○委員（藤咲美美子君） 委員長、今ね、耕作放棄地で行政指導をやっていないということで、しようがないということじゃなくて、してほしいというね、関委員さんも言いましたけれども、その行政指導をやって、通知をして、その通知をしたときに住民からの反応があれば何とか進むことがあると思うんですけども、何せ高齢化してどうにもならない、どうにもならないから何とかしてほしいのはこっちのほうだよというような、そういう思

いをしている町民もいるんではないかと思うんですけども、そういうことについてはどのような対策を取るんでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） 確かに地権者の方に、町外にお住いの方とか、そいういった高齢で草刈りをできない方、確かにそういう方もいます。なので、通知文につきましては、下のほうに、城里町の社会福祉協議会でシルバー人材センターというところがありまして、そこにお願いしますと、草刈り、有料ですけれども、できますので、その案内文を添えて通知を送っていますので、中にはシルバー人材センターに頼んで草刈りをやっている方もおります。実際こっちに場所はどこですかという照会が来ますので、そういう形で対応しております。

あと一応、何分、民地になりますので、そこはちょっと行政が入れない部分がありますので、そこはご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 今、人材でも無料ではないでしょう、有料でしょう。安い金額かもしれないけれども、払いますよね。

○委員長（加藤木 直君） 副委員長。

○副委員長（片岡藏之君） 農業委員会のほうで何も指導していないというふうなことを言ったけれども、せんだっても茨城新聞に農地バンクを活用して茨城県が一番のあれだということが出ていましたよね。

○委員（猿田正純君） 80%というその数字が出たやつでしょう。

○副委員長（片岡藏之君） だから、そういうのも少し、農地バンクの活用というのもやっているんでしょう、農業委員会で。

○委員長（加藤木 直君） 中間管理機構か。

事務局。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） 農地バンク、恐らく農地中間管理機構だと思うんですけども、そこにつきましては、農政課のほうが担当課になりますが、借りる方と貸す方のお互いの相対で契約が通った方につきまして、農地中間管理機構のほうがそこに最終的に入って管理をするという形で、そこにお願いして協力することもあります。

[発言する者あり]

○委員長（加藤木 直君） 中間管理機構のことかな。

○副委員長（片岡藏之君） そいうったことも、今、農業委員会だって、農政課にそれを渡してやっているわけでしょう。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） 今のは現況は農地中間管理機構のほうの担当課は

農政課です。うちのほうは利用権設定というのを受けてやっていまして、最終的に農地中間管理機構のほうにいった農地につきましては、2年間は農地中間管理機構のほうで管理する形になっていまして、ですから、先ほど藤咲議員のお話をした農地の調査をして、荒廃農地で地権者の方が今後どうしますかということで農地中間管理に依頼したという案件については、今度、中間管理機構が受けた場合、これは受けないとできないんで、受けた場合には2年間はそちらの農地中間管理機構のほうで管理するという流れで、それはやっております。

以上です。

○委員長（加藤木直君）ほかにございますか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君）農政課さんの話は外れてもいいですか。今までずっと農政課の話……

○委員長（加藤木直君）外れてもいいですよ。

○委員（猿田正純君）199番の都市建設課さんのはうなんですけれども、ちょっと暇そうなんで。先ほど、小堀委員の続きで申し訳ないんですけども、区長要望で年間160件の要望をこなしているとさっき話だったんですね。その中で工事請負費というのがこの中で6,250万円ぐらいあるんですけども、これは全部ひっくるめた金額がこの金額ですか。それとも、ある程度大きなものだけの解釈。

○委員長（加藤木直君）都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君）こちら199番については、大小ありますけれども、年間維持補修等でも発注しておるところで、プラス小さいものもありますが、予算的に1か所で、何百万もかかるものについては次年度、もしくは当該年度で路線決定して補正で対応させていただいておりますので、取りあえず区長さんのはうから、U字溝がとか、道路の路肩がという部分についてはこちらのほうで対応しているところです。

○委員長（加藤木直君）猿田委員。

○委員（猿田正純君）ということは、比較的小さめの区長要望の内容が多いというようなことなんですね。

これなぜ聞いたかというと、区長要望、これを、何年前ですかね、3年ぐらい前の建設業協会の集まりのときに町長が出席をしまして、そこで発表した言葉が、地権者の同意を全て取れているところから最優先でやっていきますという話は知っていますよね。そういう言い方をされているんですけども、今回、何か話を聞いていると、いろんな区長さんからの話を聞いていても、おれげのはうで要望したって一つもやってくれないというのは、さっき小堀さんが言っていたことと全く同じなんですけれども、こういうふうに、自分から歩いてやってくれなんて言っているようなところも、それは最近ありますけれども。そういうやるやらないは、あくまで町長が自分で決めるようなことなんでしょうけれ

ども、例えばそういう席で区長さんが一生懸命歩いて地権者の同意までもらってやつてきたところから最優先でやりますからというのを自分の口から言っちゃっているんですから、その辺のところは、課長あたりから少し、こっちのほうはどうなのとかっていうのは難しいんでしょうけれども。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今のご質問ですが、先ほど言ったのは道路の維持管理に係るほうの、199番は維持管理上のもの、小さいものもありまして、今のお話の中だと、維持事業によっては排水舗装工事とか道路新設改良のほうが多いのかなと思いますが、町のほうでも合併以前から要望が多々あります。現在のもそうなんですが、実際、要望書が来ると地籍図とかの確認をすると、住んでいる方の同意はあるんですが、実際いろいろ見ると、それ以外の土地を持っている方の部分もあるんですね。それが賄えていない部分もあつたりします。首長のほうに事務方のほうで進言というお話はありますが、こちらのほうは、皆さんには見えませんが、一生懸命みんなで進言しているところでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（加藤木直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 分かりました。ありがとうございます。

そういう比較的、どこでしたっけ、兵庫県知事に似ているようなところがある人ですから、だから、もうしっかりとその辺はもう内部のほうからもがんがんやっていただきたいと思うんです。

もう一点まだいいですか、50分。

○委員長（加藤木直君） まだ大丈夫です。

○委員（猿田正純君） ずっと話がしばらくなかった教育委員会さん、局長に伺います。公民館とかコミセンとか、そういうところで一般の人たちが使用するために申請をして、使用するときの基準というのって決まっていますよね。その基準というのはどういうふうにしてつくられているんですか。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

使用料の条例がありまして、そちらのほうの例規に定められております。

○委員長（加藤木直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） それが定められているんですけれども、それを何ていうんですか、現場の人たちはどこまで守らなきゃいけないという、その基準が今非常に曖昧になっているような気がするんですよ。例えば町内の人たちが使うときは幾ら、無料とか、幾らとか、町外の人だったら幾ら、そういうふうになっているんですけれども、例えば30人の団体の人たちが使用します、その中で町内的人が1人いたらただでいいんですよって、そういうような解釈をしている人たちが町外でもたくさんいるんですよね。だけれども、その辺っ

てどういうふうに教育委員会さんのはうではコミセンだとかそういう指導ってされているのかなと思いながら聞いてみたんですけれども。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えします。

各施設に定められている使用料等がございます。そちらのはうで、基本的に公民館的なものは、本来は町民向けにということで建設されている部分がございます。コミュニケーションセンターについても基本的にはそうなんですけれども、町外の方も使用している部分がございます。当然、町外の方については料金が、場合によっては倍になるようなことも例規に定められております。

多分、ご質問の中で従来定められている以外の部分で運用されている部分が実際にあるというのも私のほうで聞いている部分はございますけれども、その部分につきましても、各公民館で基準的なものは定めてお答えしていると思われるんで、多分、常北公民館のお話なのかなと思うんですけども、そちらのはうにつきましても、内規的に定めて、その内規に合った取扱いを行っているということで、私のほうは聞いております。

○委員長（加藤木 直君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） とにかく例えば体育館にしろコミセンにしろ、暇なときはもうとにかくたくさん使ってもらいたいという、そういう気持ちはみんな分かりますよね。できるだけ、そういう公共施設があるんだから、使いたいという人に使ってくださいという意識で。ただ、決め事は決め事なんで、例えばその人たちに負担をかけていることもあるんですよ。例えば朝9時からという、例えば常北公民館でしたっけ、あそこも朝8時半には職員の人が来ていますけれども、9時から使用してくださいねという話をしても、どうせ来ているんだから、8時半に行っちゃって集まっちゃうんですけどみんな集まっちゃって、そこからもう作業を中に入られてされていて、でも電気だって、一応9時からの契約だから、9時からしかつけられませんという、そういうことはきちんとやってくれていますけれども、本当にサービス業のような感じでやってくださっているんですよ、現実は。

だから、そういうのもあるし、今度、体育館にエアコンが何年後かにつきますよね。だから、そういうことに関しても、例えばエアコンの使用料というのが幾らと決めたら決めたで、水戸も、アダストリア水戸なんていうのは、例えば9時からという契約でやったら、9時からしか電気もつけてくれないし、エアコンも9時からしか入れてくれないんですよ。だから、真夏なんかに行ったらもう、それから準備しようとしたらむわっとした中でやらなきやいけない。でも、8時半から契約させて8時半からエアコン30分かけさせてくれれば涼しくなるのにという人もたくさんいるんですけども、それもさせてくれない。だから、そのぐらいほかは厳粛にやっていますから。だから、厳粛にやるところはとてもいい。あとは昼間、体育館なんかを使っているところで、こうこうと電気をつけてやっているよ

うなのを町民の人が見かけて、ああいのは金取っているのけ、電気料って、そういう話もよく言われるんですよ。

だから、そういうところなんかも、その電気料なんかにしても、上遠野町長って、今回は丁寧に言いましたけど、何か石油ストーブだとかその電気料が高騰しているなんていう中で、その電気料を自由につかってもいいというような話と、何か逆行しているような気がするんで、だから、その辺もいろいろ皆さんと話し合ってもらいたい。公民館の、去年私もそういう委員会に入っていましたから、だから、いろいろそういう話は聞きながら、できるだけ私たちのサークルとかそういうのも守ってやってねということでは、今やってはもらっているんですけども、大体統一できるように。

ただ、県のほうの役員会をやるのに城里の人間が3人ぐらいしかいないんですけども、町外の人たちが30人ぐらい押しかけていると。それでもただでいいんだよというのもちょっと、その辺も不思議なところかなと思うんで。その辺はちょっと一つの提案ということで、いろいろ相談をしてみてください。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご提案にお答えさせていただきます。

今の提案の中で、近隣市町村の状況も踏まえながら厳正に対応するべきかどうかにつきましても、今後調査しながら検討していきたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

○委員長（加藤木 直君） じゃ午前中、これで終了します。午後は1時10分から、余裕を持って。集まり次第やりますから。一応1時10分をめどに来てください。よろしくお願ひします。

午後 0時00分休憩

午後 1時05再開

○委員長（加藤木 直君） それでは、午前中に引き続き午後、始めさせていただきます。

それでは、午前中、歳出部分の教育産業常任委員会所管分の残りについてご質問ございますか。

その前に、農政課長から。

○農業政策課長（興野隆喜君） すみません、午前中の質問で回答できなかった部分を回答したいと思います。

協力隊、今まで11人卒業しています。うち9名が就農しております。2名は辞めてしまったというところでございます。よろしくお願ひします。

○委員（阿久津則男君） それは農政課だけ。

○農業政策課長（興野隆喜君） これは農政課だけです。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですね。

じや進めます。

それでは、所管分、引き続き質疑をお受けいたします。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 教育委員会にお聞きいたします。

奨学金の状況なんですけれども、今、奨学金を受けている人は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木仁君） お答えいたします。

奨学金は7名の方に認定いたしまして、寄与している状況でございます。

○委員（藤咲芙美子君） 7名のうち、これは順調に貸して、順調に返ってきてているとかという奨学金の返還とか、そういうのは順調なんでしょうか。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木仁君） 7名の方に寄与していまして、その7名の方につきましては、今貸付けしている段階なんで、貸付けを終了しまして、大学等を卒業しまして、その半年後に返済が始まります。その前に返済計画を立てていただいて、おののの10年以内に奨学金を返していただくような計画を立てて実施しております。

以上です。

○委員長（加藤木直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 奨学金なんですけれども、貸したものは返すのが当然という、そういう風潮になっています。しかし、今なかなか返済が大変な状況の中で借りているというような状況で、返す人も、なかなかね、一生懸命努力はしているんだと思うんです。努力はしているんですけども、なかなか体調が悪かったり、職に就けなかったりしたときに借金だけが残っていきます。大体年間300万円ぐらいですよね、年間というかトータルで借りる金額としては。平均的に。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木仁君） 通常の大学、4年大学で考えますと、月5万円を最高に貸し付けております。掛ける12掛ける4ということで240万円の貸付けを最長10年で返していただくような形を取っております。

○委員（藤咲芙美子君） そうですよね。貸付けしているというのは、本来ならばね、もっともっと貸付けというか、奨学金を使ってもらいたいと思うのは、私たちは使ってほしいなと思うんですけども、しかしやっぱり借りたはいいけれども、なかなか返せないという人に対する支援などはやっていますでしょうか。

○委員長（加藤木直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木仁君） お答えいたします。

借用の免除は行っておりません。

○委員長（加藤木 直君） どうですか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 免除は行っていませんということなんですかけれども、ほかの市町村で免除などを行っているかどうかはちょっと調べてみましたか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

県内の市町村では、条件によって返済をしなくてもよろしいということで行っている自治体もあるかとは思うんですけれども、それは一定の条件を満たしている方でございます。城里町は条件をつけていなくて貸し付けているような感じなんで、そちらの市町村とはまた違う条件でお貸ししております。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） もしほかの市町村で、貸し借り条件というのはどういう条件なのか私調べていませんけれども、やっぱり住民で250万円、300万円借りるというのは、本当に学生の中で大変だと思うんですよ。もし条件つきで免除、それから支援などできるんであれば、行っていただきたいなと思うんです。ただ、借りた人が、今返している途中で、20年、30年かかるって返すわけですから、10年間ということなんですかけれども、返しているので、そういう人たちは本当に大変だと思うんです。ただ、やっぱり返せないときの負担というのは、自死を選んでしまうようなことのないような、そういう支援の仕方、町の援助の仕方ってあってもいいのかなというのを感じています。もしまだ条件つけしていないというのであれば、条件をつけて少し一部免除とか、免除、そういうのを考えただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

総合教育会議という会議がございます。教育委員会と執行部との会議を持ちまして、その中で奨学金の返済の補助ということで、まちづくり戦略課のほうでそちらのほうを検討していただきたいということで、会議の中で申合せをしております。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

検討しているということなんですかけれども、例えばどういう方向で、教育委員会としてはそこに提案しようと思っていますか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

提案を教育委員会のほうでしております。実施してもらいたいということで、そのような支援制度を設けてくれないかということで提案はさせていただいております。

以上です。

○委員（藤咲芙美子君） 例えばもしお答えできるんであれば、どういう方法で実施して

ほしいという要望をしているのかお話しできればと思うんですが。どういう方向で申し入れているのか、教育委員会として。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

総合教育会議という会議がございます。そちらのほうで、執行部のほうから教育行政について、このようにしたほうがいいかという話と、教育委員会から町の執行部のほうにこういうことを行っていただきたいということで、そういうお互いに要望等についての会議を設けているんですけれども、その場で教育委員会のほうから、そういう制度もほかの市町村でもやっている経緯があるんで、そういう制度を設けてくれということで打診はしております。

以上です。

○委員（藤咲芙美子君） その具体的なことというのは、減免してくれ、個人とかそういうところにも減免してくださいというような、そういう方法で申入れしているんですか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

ほかの市町村の例を見習って、まちづくり戦略課のほうでどういう制度がいいのか検討していただいているとは私ども教育委員会のほうでは認識しておるんで、教育委員会としては、こうしてくれという話、具体的な話は設けておりません。

○委員（藤咲芙美子君） もしそういうようなことが具体的な方法で減免というだけの話でいうんであれば、やっぱり具体的な話がなければ、まち戦でも総合教育会議の中でも受け入れられないんじゃないかなと思うんです。例えばやっぱり貸与していて返還しにくい、大変だという人の中に、例えばここにちょっと資料がありますけれども、日立では個人に支援、それから石岡とか結城は減免しています。常陸太田でも減免しています。高萩も個人でやっています。ひたちなかも個人、稲敷市、かすみがうら、桜川でも個人、神栖でも減免、近隣では茨城町、大洗でも減免しています。それから阿見でも個人で減免っています。それから境町、利根町でも減免、個人でもやっています。

これね、多分、ほかの市町村でやっぱりいろいろ勘案したことだと思うんですけれども、どうしてもこの奨学金というのは、個人の問題もいろいろあって大変なんじゃないかなと思うんですけれども、そのところを支援してもらえるというのは非常に、返せなくて返したい、返したいんだけれども返せない現状なんだというのはやっぱり状況に置かれているから減免制度を出しているんだと思うんです。ですので、このところを少し教育委員会のほうにもね、子供たちのことを勘案した上で、少しきちんとした支援策を申し入れていってほしいなというのがあるんですけれども、いかがですか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

先ほど藤咲委員さんのほうで減免ということでお話が出ていましたけれども、そちらについては多分、条件つきの減免とか補助的なものを行っていると私は認識しているんですけれども、ある程度、日立市さんなんかですと、看護師等、地元の病院に勤務していただけるという条件の下だと減免なり補助的に、返済の補助ということで行っていると思います。他市町村につきましても、地元に定住してくれということで、東京の大学を出て地元に帰ってきて、地元に住民票を置くような条件は付されていると思うんで、その辺もいろいろうちのほうで調査研究しまして、執行部のほうに申入れしたいと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲英美子君） そういうことであれば、本当に条件つきをちゃんときちんと出して、地元に戻ってきて、地元に定住して子育てをして、それで頑張って地元で働くというのであれば、減免などしてあげても本当にいいんではないかなと私は思っています。ですので、その辺のところをしっかりと、条件をつけて減免できるよというようなところを、新規でなくとも、今までお金を借りている人であっても、今年度からそういうふうにしますというような、そういうところに持っていくていただければ、本当に子育てにもできると思うし、この奨学金というのは非常に重要な支援事業だと思っていますので、ぜひ取り上げていただきたいなと思っています。いかがですか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

近隣市町村の状況を鑑みながら調査研究して、執行部のほうに申し伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

高橋委員。

○委員（高橋裕子君） 教育委員会にちょっとお伺いしたいんですけども、266番と269番の大きな違いがちょっと文章で分からなかつたので、多分両方とも不登校のお子さんに対するケアだと思うんですが、スクールソーシャルワーカーと適応指導室長というの、ちょっと違いを教えていただければなと思って。

[発言する者あり]

○委員（高橋裕子君） 269ですね。内容的にはそんなに大きく……

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

266番、スクールソーシャルワーカー事業でございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度は各学校に行きまして、不登校気味の子たちとお話をしたり、状況を見ながら行っている事業でございます。

269につきましては、こちら教育委員会事務局、コミセンの2階にうぐいすのひろばというのがあります。そちらのほうの事業を行っているんですけども、そちらのほうで対応している職員3名の事業費となっております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 高橋委員。

○委員（高橋裕子君） ありがとうございました。ちょっと私のはうもうぐいすだと思っていなかつたんで、失礼いたしました。

次のページにある274番、障害等を有することにより生活に困難な方の支援とあるんですけども、小学校生活は書いてあるんですけども、中学校の項目のほうにこの生活支援員という方がいらっしゃらなかつたので、中学校ではそういった生徒がいないのか、はたまたもうつかないのか、その辺ちょっと教えていただければと思って。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、小学校、学級的に同じ学級につけない、通常教室で勉学に励めないような方について、学校の先生のサポート的に支援をつけております。それで、通常そういう授業中のサポート的な話ですので、中学校になりますと、そのようなサポートまでは必要なくなつてきますんで、前に中学校でもサポートをつけていたときもあります。それは身体的にちょっとサポートをしなければ授業を受けられないような状況だった子がいるんで、その場合にはつけておりますけれども、基本的には小学生低学年から4年生くらいまでが本来は補助員としてつけさせていただいているような状況であります。

○委員（高橋裕子君） ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

小坪委員。

○委員（小坪 孝君） 229番、ちょっと詳細に説明してください。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 229番については、残土処理及びストックヤード整備事業の中で、高久地内、ため池の近くなんですが、こちらのほうの受入れの準備をするに当たり、現地の調査測量を行つたものと、石塚地内においては借地に該当する部分の補償及び補填、賠償金の契約を行つたものでございます。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員、よろしいですか。

○委員（小坪 孝君） これ物件補償というのは何なの。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 補償金80万8,900円については、石塚地内三角グラウンド下の部分において、借地相當に要する部分についての土地の補償金となっております。

買入れできなかつた部分について、今斜面になつてゐる部分なんですけれども、そちらのほうの機能補償賠償という形で契約をしたものでございます。

○委員長（加藤木直君） 小坪委員。

○委員（小坪孝君） ストックヤードは完成して、もう入れるばかりに仕上がつてゐるのに何だ、説明というけれども、全然。要するに下水道課にしても、水道課にしても工事金がかなり上がつちやうと思うんだよ、ストックヤードを造つて、あそこへ搬入すればいいのに、業者に言つても桂のほうまで運んでんだと、運ばされるんだといつて、ストックヤードを造つてあるんだから、ストックヤードとして何で入れないんだといったら、土が悪いから入れられないんだといつて。その説明が納得いかないんだよな。土が悪いからストックヤードに入れられないなんていふのは。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 現場から発生する土砂については、専門的な話になりますが、含水比があまりに高いものについては、いきなり埋立て盛土という部分において適切な土砂ではございませんので、一時的に阿野沢地内の白山の平場のほうで曝気乾燥を行つてゐるもので、三角グラウンド下についてはある程度そのまま埋立てできる形質の土砂で埋立ててゐるものでございます。

○委員長（加藤木直君） 小坪委員。

○委員（小坪孝君） ストックヤードといふのは埋立てのことをストックヤードと言うの。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 小坪委員は委員会でも在籍していたと思いますが、その当時から説明しているものについては、残土処理及びストックヤード整備事業ということで、くぼ地のようなところについてはある程度埋立てを行つて平らにしながら使っていく部分と、平場に近い状態については、そこで一時仮置きして、使用するところにまたそこから搬出するという考え方でやつてゐる事業でございます。

○委員（小坪孝君） 埋立てに適していないから埋め立てない、置けないんだという意味では説明できないと思う。あくまでもストックヤードでもう完成してゐるの。そうしたら、仮置場だから、その土はどこかへまた処分するのに運ぶための仮置場だと思うストックヤードといふのは。ストックヤードといふのは、埋立てか盛土か何か、埋立てなの、ストックヤードといえばもう。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほどもご説明したとおり、これは俗称で、事業名、短くなつておりますが、町で行つてゐるものは、残土処理及びストックヤード整備事業として実施しておりますので、土を置いて、また別の事業に使うとかといふ使い方と、今使用してゐる部分について、くぼ地な状態のところにある程度、車両とかが入れる状態にしな

がら使う部分も考えて実施している事業でございます。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員。

○委員（小坪 孝君） 要するに土建屋さんが常北、石塚地内を工事やったときに土が出たときには仮置場で、そこに置くためのストックヤードだと思うんだよね。そのためのストックヤードであって、それが盛土に適していないからなんていう話では、ストックヤードの意味がないと思うんだ。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 公共事業で行う土砂の切土、盛土についてなんですかけれども、盛土については土砂の性質上、残土の1種から4種までございます。通常のそのまま埋められる状態というのは発生土の3種と言いまして、コーン指数とか含水比によって、そのまま30センチのまき出しで埋め立てていけるという考え方のものと、先ほどご説明したとおり、含水比が高くて、そのまま埋めて上に乗せてしまうと崩壊のおそれ等もございますので、それは土木工学的に考えながら事業を行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（小坪 孝君） ご理解といったって……

○委員（関 誠一郎君） あそこは町長は公園にするため、砂利交じり岩盤は入れないという、公園を造る目的、あれ調査費がついたからね、当時。

○委員（小坪 孝君） それなら話分かるけれども、この物件移転というは何、通訳してもらわなきゃ意味が分からぬよ。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 補償金の80万8,900円については、先ほどご説明したとおり、常北中学校周辺という部分についてはある程度借地契約なされている部分もかなりの面積占めておりますが、今回の都市建設課で行っている整備事業の部分においては、のり面部分が買収用地とはなれないということで、地権者と機能補償分の賠償金の契約ということで使用しているものでございます。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員。

○委員（小坪 孝君） だから、議会でも言ってきたんだけれども、関さんが言うように公園にするんなら用途変更をして、議会に再提出をして、ストックヤードじゃなくて公園にしますといって用途変更したかっペと俺は議会で言ってきたわけよ。そうしたら、それは議員さん、一般質問でやってくださいなんて止められた経緯があるんだけれども。あくまでもストックヤードでやっているんだから、仮置場なんだから、そこへ土を置くのは当たり前の話だと思うんだよ。公園だなんていうのは、関委員から聞いて初めて分かったようなので、議会では議決していないと思うのよ。

○委員（関 誠一郎君） 調査費は議決しているよ。

○委員（小坪 孝君） 調査費は。それはストックヤード委員会ではそういう調査費も何

も、この物件がというあれだなんていう話は、説明は受けていないのよ。

○委員（関 誠一郎君） 委員会開いてるもんね。

○委員（小坪 孝君） 私が委員長なのに、何で俺が分からぬでこうやって質問しないといけないんだよ。越権行為だっぺ。俺はストックヤードの委員長なのに、何で委員長がこういう立場で聞かなきゃならないんだというの。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今、公園のお話出ていますけれども、私の所管する都市建設課事業においては、今のところ公園ということでは予算化も何もしていないし、事業明示もしていない状態でありますので、そこについては回答は私のほうからはしかねます。よろしくお願ひします。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員。

○委員（小坪 孝君） そうしたら、今、公園にしていないというんだったら、ストックヤードとして機能したらいいんじゃないのって俺は言いたい。仮置場として。あとは、処分はどこかへ持ていって、処分すると。ストックヤードって、そこは仮置場なんだから、そこへ運ばせて工事費を安くして、水道工事にしても下水道工事にしても安い工事で、そうすると町の3分の1の負担分も安くなる、下げると思うんだよ、工事費が安くなれば。そういう考え方でストックヤードを造ったのに全然機能しないなら、最初からストックヤードなんか造らなくてもいいんじゃないの、ストックヤードの工事までやって、きれいにもう置けるように造ってあるのに、それが再開できないで公園だなんて。公園なんていうのは誰も議員さん認めていないのに、関委員だけが知っているなんていうのはナンセンスな話だ。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 同じ説明になりますけれども、残土処理場及びストックヤード整備事業として行っているものであって、ほかの事業課からの土砂についても適切な土砂であればそのまま搬入している状態でありますので、先ほど申したとおり、土砂の形質によって技術的に考えて実施しているところでございますので、そこはご容赦願いたいと思います。これ以上の説明はちょっと私もできません。

○委員長（加藤木 直君） 小坪委員。

○委員（小坪 孝君） 納得できないね。要するに残土処理なんであれば、高久の入り口の田んぼにでも入れたらいいんじゃないの。ストックヤードとして造ってあるんだから。もう調査費まで、測量費までやって、価格まで決まっているんだったら、そっち残土したらいいんじゃないの、もうここ公園造らないんなら。盛土……

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今、小坪委員のほうから高久地内の話がありましたけれども、ここの決算書にも出ているとおり、今、高久のほうについても桂地区の建設事業の

現場から搬入できる状態にしていこうということで今事業を行っているところでございますので、まだそこに入れるという状況にはなっていません。今調査しながらそこを土地改良を、那珂川沿岸絡みとかいろいろございますので、そちらの調整を図っている、今現在はそういう状態ですので、そちらも整い次第、そちらのほうも使用する方向にはなっていくと思います。

以上です。

○委員（関 誠一郎君） 小坪さんよ、これはいい土が出ないから埋立てしない。

○委員（小坪 孝君） しないの。

○委員（関 誠一郎君） しない。砂利交じりだめなの。これは上からの命令で。

○委員（小坪 孝君） そうなの。上の人連れてきて説明してくれないか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ちょっといろいろ今お話がでていますけれども、そこの中学校の下の残土処理・ストックヤード事業地においては、栃越線とかこび山線のほうで岩づくりに近いものも出ておりまして、それを入れながら、サンドイッチしながらということで、粘性土のみを入れているわけではございませんので、そこはちょっとご理解をいただきたいと思います。

○委員（関 誠一郎君） 後で話すから。

○委員（小坪 孝君） じゃ藤咲さん、続きやって。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、同じものを高久地内にも造るということだよね。そうすると、高久のほうも同じように入れられるものと入れられないものがあるということ。

○都市建設課長（大津好男君） 今、委員長からお話あった高久地内のほうですが、こちらのほうも今くぼ地になって、もともと水田の部分なので、どういう方向でやるか今後、各現場、町もかなり広範囲ですけれども、粘性土が強いものとか、礫性が強いもの、いろいろありますので、その都度、現場の状況を見ながら、各整備事業を行っている箇所については、搬入する前段階で担当課と協議しながら、今も入れておりますので、やみくもに何でもかんでもということでは実施しておりませんので。そこはご理解いただきたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） ちょっとといいですか。私の認識としては、ストックヤードって、小坪委員も言いましたように一時仮置場。というのは、業者さんが工事をする、工事をしたら残土がでますよね。それを本来は、その分もお金を出して、それで業者さんがそれを土を処理するところに持っていくって、それで今までやっていたと思うんですよね。それが今度はなくなりますよと。残土置場を造れば、業者さんがそこに持っていくだけで済むので、お金はかからなくて済むということでストックヤードというのは造られているんだと思うんですよ。そうすると、どこでも出たやつを取りあえずそこにストックしてお

いて、それを後で町が今度はお金を出して処理するというのが一時仮置場なのかなというふうに私は認識していたんですけども、その考え方は間違いでしまうか。

都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今、加藤木委員長からお話をあったのは、100%ではございませんが、先ほど説明したとおり、町で考えているのは、購入地なのか借地なのかいろいろありますけれども、基本的に残土処理場及びストックヤード整備事業ということで、令和2年の頃より始まっておりますけれども、基本的に建設残土については、今、委員長からあったとおり、従来についてはお金を払って、持っていくだけでお金がまず発生するんですね、立米当たり引取り額幾らというのがありますて、今までやっていました。なおかつ町内に、昔は総武碎石とかありますて、そちらのほうを入れられたんですが、今、近隣にありません。ということで、常陸港区とか遠いところまで運んでいた時期もあります。片道40キロとか60キロというのもありましたけれども、そういう中で、一応、町の中でできるものはある程度やっていこうということで始まったのが残土処理場及びストックヤード整備事業なので、運搬費の縮減、また建設発生土のリサイクルも考えながらやっている事業でございますので、ためるだけではなかなか、中山間の地区なので、くぼ地を利用しながら、そこを機械も出入りしやすくしながらというのをやっていくので、町でやってるのは残土処理及びストックヤードということでやっておりますので、山から切ってきたものを一時置いて、曝気して使える状態であれば、町の土木事業、または国・県のものに限って、公共の事業にのみ使うということでやっておりますので。ためるだけではございません。

ただ、場所によっては……

○委員長（加藤木 直君） 再使用するんだ。

○都市建設課長（大津好男君） そうです。リサイクルという観点があるんで、土砂も有料でございますので、資産という考え方でやっていますので、町の中である程度完結できるような、そういうことで考えてやっている事業でございます。

昨年、一昨年からは、県の河川しゅんせつ土のほうも一時、場所違いますけれども、そちらに曝気して、今ためている場所もありますが、それは県のほうで、町で指定しているストックヤードでないものについては、そこは後日、運び出しを県のほうでやると。

また、県とか国のほうで土砂が必要だよということがあれば、町でためているものについては、県とか国のほうで、自分のほうで運搬費を見て搬出するという考え方で実施しております。

○委員長（加藤木 直君） そうしますと、例えば残土が出たものを置いておいて、使えるものは使う、再度、再利用する。再利用する部分というのは、ちゃんとした許可も何も受けていない、誰かが認めなくともなんでも、それ使えるって、見て使えると思えば勝手に使えることはできるんだ、処理しなくとも。

○都市建設課長（大津好男君） 土砂については、前段で説明しましたが、コーン指數というのがありまして、例えば粘性土が多い、畑地内から、下水道事業なんかで持ってくる土砂については、シルト、粘土が多くてなおかつ道路の下を掘ってくるので、含水比も高いので、掘ってすぐの状態というのはすぐに埋め戻しに使えない土砂なんですけれども、これをストックヤード場のほうで盛り立てをやって、自然曝氣とあと保管土砂と混ぜるというのをちょっとやって置いておくと、含水比のほうも低くなって盛土に適した土になるということがありますので、そちらのほうでうまく使っております。

他市町村に行きますと、もっと多額なお金をかけてプラントを整備して、石灰処理とかセメント処理をしながら、持ってきてすぐ使える状態にしてというところはありますけれども、町のほうではそこまで今のところ考えておりませんので。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、専門的な知識を持った人がそれをちゃんと使えるような状態に処理すると。処理したものを今度は再度利用するというふうな考えでよろしいですか。

○都市建設課長（大津好男君） プラントではないんですけども、先ほどご説明したとおり、持ってきた土を取りあえず水分が抜けるというだけでも、今、残土の4種というのが3種というところに繰り上がりますので、土砂の3種指定については、茨城県の建設技術センターのほうにサンプルを持ち込みまして、ちゃんと公的試験を受けて、オーケーですよということで、各事業のほうにまた利用しております。搬入する際にも、下水道事業、水道事業のほうでそれを調査して、やっぱり4種ということであれば、一時仮置きに近い状態で曝気させるということで、町の事業は実施しております。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

そうすると、今まで業者さんにお願いしてお金を払って処理していたものを、今度はストックヤードを造ることによって、それがなくなるので、そうすると経費的にもそちらのほうがかなり得だということなのかどうか。

○都市建設課長（大津好男君） 加藤木委員さんのご指摘のとおり、通常、土砂のほうが、町内の現場であればおおむね、遠いところでも7キロから8キロ程度である程度、町で考えているストックヤードのほうには持っていく距離でございますが、今まで、先ほど説明しましたが、茨城町であったり、常陸港区の埋立てであったり、遠いところだと明野、桜川というところまで、県の外郭団体で管理しているヤードのほうに搬出する運搬費だけでもかなり高額になります。町の中である程度完結すれば、半値以下程度で立米当たりの事業は行えるようになっておりますので、経費の削減には寄与しているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

よろしいですか。

小堀委員さん。

○委員（小坪 孝君） 本当は納得いかないんだけれども、要するにこれから町の事業として、あそこにストックヤードに盛土ができるという土は、どこの土なら稼動始まれるの、町で工事をやろうとしている、どこどこの土はあそこへ入れられるという地質調査をやつて工事を始まると思うのよ。だから、どこの土なら、工事なら、あそこへ入れようと思ってあなたがそういう説明をしているのかどうかちょっと。その工事場所。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほど説明したとおり、上水道、下水道、また農政事業、教育委員会とか保健福祉のほうでも建設工事がある程度ありますが、各現場において、そこの現場の土質試験を行つてから最適なところに運ぶということでやっておりますので、何が何でもそこに入れますよということではございませんので。

○委員（小坪 孝君） だから、下水道でもなんでも地質調査やつてていると思うのよ、設計書く前に。

○都市建設課長（大津好男君） 地質調査と土質調査は別ですので。

○委員（小坪 孝君） 土質調査はしないの。しなきゃなんめえよ、あそこへ入れられるんなら。今度は入札の金の絡みもかかってきて。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほどから説明していますけれども、各事業課の現場単位のほうで現場のサンプルを取つて土質試験を行つて実施しておりますので。今、水道課長と下水道課長のほうもうなずいていますが……

○委員（小坪 孝君） 前にも環境センターの土、いい土なのに、あの土どこへやったんだといったって、調査して騒いだときがあったのよ。その土どこへ行つたっていいたら、赤塚のほうの病院のね、いい土で、そこへ入れちゃって、金ももらわないので。だから、いい土はほかにやって、俺らの土、いつになつたらあそこ始まれめえよ。赤塚の病院の敷地に土入れちゃって、あそこ工事やつた業者が金も払わないで持つていって、土盛りしたのに。

○委員長（加藤木 直君） 小坪さん、そろそろいいかな。

○委員（小坪 孝君） 納得いかない。

○委員長（加藤木 直君） それでは、ほかの……

金長委員。

○委員（金長秀範君） 1つお聞きします。272番です。通学費助成事業です。これ成果などと備考のところを読めばそのままなんで、内容は分かりますが、昨年の9月2日に私にもちょっとご要望がある方から、石塚在住の方から、常陸太田の高校に通わせていると。要はバスとかが全然走つていませんので、毎日送り迎えをしているという保護者からのご要望がありまして、細かく言うと特定されちゃうんであれですけれども、町外から来た方で、移住して、そして就農を目指してやつてある方なので、先ほどのお話でもありました農業者を獲得するということはすごくこの町にとっても大切なことで、それをやってくだ

さっている人からのご要望で、教育事務局長に昨年9月2日にご一緒に要望書を、きちんとその方が書いていましたんで、こういう理由でこれに該当してほしいということで、私も一緒に同席させていただいたんですけども。その後、ごめんなさい、この件は局長に確認とか聞いたことなかったので。ちょうど1年たちましたが、今言ったバスが走っていませんから、定期バスということでの路線バスという形の定期代の申請ができるエリアではないんですけども。これに対して、なるべく、今言ったように解釈をちょっと広げていただいて、難しいことはあるとは思うんですが、町内に住んで農業をやろうとしている人たちのお子さんでもありますから。別にこの人を特例にしてくれという意味じゃなくて、該当しないエリアでも通っているわけですから、どうにかそういう、さっき言った奉仕というか、町も手を差し伸べていただけたらなと思って言った件があると思うんですが、ぜひ回答をしてほしいです。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

基本的に公共交通機関で通われている方については、通学費について補助を出しております。申し訳ないんですけども、通学のときに、いろんなケースはあると思うんですけども、まずバスに乗っていただいて水戸駅に行っていただくか、桂地区なんかは静駅とか大宮駅から電車で水戸駅へ行って、また太田のほうに向かっていただければ、その分は通学費の補助は出ますんで、大変でもそういうふうな通学をしていただければ、教育委員会としてはすぐ補助を出せるということで考えておりますんで、その辺でよろしいでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 金長委員。

○委員（金長秀範君） それは制度にのっとってですので、多分、その方も私も重々理解はしているんですけども、それでも本数とかいろいろ学校の部活のこと考えたら、多分正直、現実的には難しいと思うんです、その保護者の回答はですね。ですので、町の回答も今よく分かっていますので、またさらにご検討をしていただく、何ていうんですかね、距離で計算して、大体定期バスでこのぐらいの距離はこのぐらいの値段というのは試算はできると思いますので、難しいんだと思うんですけども、一応、要望がある以上はまた検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 鯉渕委員。

○委員（鯉渕秀雄君） この関連について、いわゆるバスに乗らなければ補助が受けられないということですね。要するに公共交通機関に乗らないと補助が出ないという。ということは、ある程度、走っていない路線もあるわけですから、不公平感が出ますよね、それ、親としてみれば。だから、その辺は再度検討していただきたいなと思いますね。結局、通学していることには間違いないわけですから。その辺、よく教育委員会内部で検討しても

らってくださいよ。

○副委員長（片岡藏之君） 古内はないからね。

○委員（鯉渕秀雄君） 公共交通機関がないんだから、それじゃ補助出しませんよではね、この辺はちょっと不公平感が出るよ。

○委員長（加藤木 直君） 金長委員。

○委員（金長秀範君） 鯉渕委員、ありがとうございます。

私、高校生の頃は錫高野はちょうど本当に阿波山から曲がる錫高野というのと、坪十文字から曲がる十王堂という2路線あったんです。本数は少なかったですが、それがあれば、当然そこから乗って出た。先ほど言いましたように、計算上とかいろいろ、公共機関を利用する前提だというのは分かっているんですけども、そうはいっても、もう本当にないので大変だということの要望ですので、そこはやっぱりうまく折り合いをつけていただけないと、さっき言った不公平感は物すごくその方は感じていて、ここまで要望してきたという案件ですので。多分この方じやなくとも、多分、本当に調査したらいらっしゃると思うんですけども、毎日のことですし。ですから、何とかね、今言ったように、同じ回答ではなくて、その結果、1年たってここまでというような回答がいただけたらいいななんて勝手に今思って質問してしまったんですけども、また検討していただければということを重ねてお願いさせていただきたいです。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○委員（金長秀範君） はい。

○委員長（加藤木 直君） よろしくお願ひします。

ほかにございますか。

藤咲委員。

○委員（藤咲英美子君） ちょっと先ほどのストックヤードで、蒸し返しになってしまって申し訳ないんですけども、簡単に一言言っていただきたいと思います。ストックヤードのところね、三角公園の下、あそこは今後どのようにしたいと思っているんでしょうか。私は、一番最初、町長が言ったときには、あそこのところは整地して、土を盛って、桜の木を植えて、それで公園にするとか、あと、こちら側から行くと右側のほうね、車が通れるような感じの道路を広くしていきたいんだと。あそこ一帯、だから、公園にしたいんだというようなことは言っていたんですよ。それがいつの間にか令和2年度ですか、ストックヤードになったということで、何だろうって思う。確かに小堀さんが、ストックヤードというのは土を入れるところなんだろう、何であそこを公園にするのに土を入れるんだろう、本当に不思議でしようがなかったです。ですので、これは、あそこの土地は今後どういうふうな土地にしたいのか、計画があるのか、その辺のところ。いつまでもいつまでもだらだらやっているんじゃないのかというのがあってね、非常に、何やっているんだろう、

いつまでもという感覚しか取らないんですよ。ですから、少し何かけじめみたいなものと
いうのはつけられますか。

○委員（関 誠一郎君） 委員長、これは政治判断だから、課長に答弁を求めるのはちょっと。

○委員長（加藤木 直君） 将来的なことを課長に聞いてもちょっと答えられないから。
知っているんだったら答える。

○都市建設課長（大津好男君） 当該地においては、一番最初に予算をのせた予算編成の
時点から、三角グラウンド下については今の道路と仮駐車場みたくなっている高さぐらい
の状態まで持つていて、ある程度、中学校周辺で催す、プロのタンゴとか今やっています
けれども、そのときにある程度車を止められる場所になるかなという話でやっていると
ころでございます。

公園にするという話は、私は一切言っておりませんので。ただ、土については土のままで置く
というのは、崩壊とか土ぼこりが立つということで、ある程度のところまでいけば、
あとは植生か何かをするというところまでは予算委員会のほうでも発言しておりますので、
それは、そこまでは私もご説明できますが、先ほどからいろいろ出ているお話については、
役所ですので、予算編成しているわけでもないし、事業を確立しているわけではございません
ので、先ほどからの公園云々かんぬんについては、関委員さんが言っているとおり、
私が返事するものではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○委員（藤咲芙美子君） 公園にするって言っていない。公園にするのかしないのか、こ
のまま、いつまであのままにしておくのかというようなことが気になつてしようがない。
それだけ。

○委員（猿田正純君） それ前、綿引議員が一般質問をやったときに上遠野が答えたでし
ょうよ、公園にするって。

○委員（藤咲芙美子君） そうでしたっけ。

○委員（猿田正純君） 言っていたでしよう。

○委員（藤咲芙美子君） だからだ。

○委員（関 誠一郎君） だから、私前言ったように調査して50万円計上したのを私が見
つけて、課長が答えられなくて課長補佐が答えた。その課長補佐は3週間後に異動させら
れちゃったんです。そういう経緯があるからよく覚えているんです。

○委員（藤咲芙美子君） じゃ公園というのは、話は初めてじゃないのね。違うのね。私
も聞いているんだ、そういうふうには。

○委員（猿田正純君） 課長は言えないだけであって……

○委員（小坪 孝君） 一般質問で言って、上遠野が分からないうんていうのが嘘つきの
ような感じがして。

○委員長（加藤木 直君） 飯村委員。

○委員（飯村 栄君） 大丈夫ですか。一応、臆測とかそういうので話をすると、どんどん長くなっちゃうから、じやちゃんと公式発表されたものを基にして意見を言っていただけると幸いだと思います。

○委員（関 誠一郎君） 公園の話は臆測じゃないからね、私が予算委員会でやったんだから。

○委員（藤咲美美子君） そういう言葉じゃなくて、経緯があるわけだからさ。

〔発言する者あり〕

○委員（藤咲美美子君） そういう言い方されると困るんだけれども。

○委員（小塙 孝君） 臆測の話でしゃべっているわけじゃないんで。

○委員（飯村 栄君） いや、そのほかの話ですよ。

○委員（小塙 孝君） 何が臆測なの言ってみて。

○委員（飯村 栄君） 例えば残土あってね、都市建設課長は水分があるときは、そのまま持っていってそこに置いたら、崩れて駄目だろうという話をしているのに、それを全然理解していないというのは私は信じられないんですけども。

○委員（猿田正純君） ストックヤードというのは何のためのストックヤードなの。

○委員（小塙 孝君） ストックヤードって何なの。

〔発言する者あり〕

○委員長（加藤木 直君） ちょっとこれはごちゃごちゃになっちゃうから、この項目、決算のほうだけね、ちょっと後にしましょう。

議長、何かありますか。

○議長（三村孝信君） それでは一点質問したいんだけれどもね、312番、これは黒澤止幾の修繕ということで77万円計上しているんだけれども、これはビニールシートやなんかの補修交換、どういった工事をしたのか、詳しいことを尋ねたい。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

黒澤止幾生家の屋根部分にブルーシートを全面的にかけて保護している事業でございます。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（三村孝信君） こういった全面的にブルーシートをかけたというのは今回が初めてですか、それとも以前にこういう工事をしていますか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

ここ10年以上、このブルーシートをかけている事業を行っております。10年くらいだと認識しているんですけども、そのくらいかけております。

○委員（関 誠一郎君） 違う、1回かけて、かけ直しやったんでしょう、この間。決算

ですね。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 每年1回行っています。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（三村孝信君） 聞いているのは、10年間ずっと、あなたの説明は、10年間ずっともっていたような感じで今言っていたけれども、実際は1年に1回はこれを続けてきたということですか、それを確認したい。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、毎年1回、70万円くらいの工事費としてブルーシートをかけております。

○議長（三村孝信君） 決算の審査においては、77万円というのを計上して工事をやったということは、これは事実であるし、認めますよ。ただね、こういったお金の使い方を認めるのは困難なんだよね、議員の立場としたら。それはどういうことかというと、この10年間使われてきた77万円を掛ける10年といったら770万円でしょう。このお金は生きている金ですから、局長。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

文化財保護という立場で、破損を極力しないように、保護するためにブルーシートをかけて保存しているような状況でございます。

○委員（鯉渕秀雄君） 毎年と言っていますけれども、それはちょっと確認してみてくださいよ。いや、毎年だったら、あんなに、あのブルーシート、1年に1回だったらぼろぼろにならないですよ。

○議長（三村孝信君） 鯉渕委員、後から発言して。

今、鯉渕委員からもあったけれどもね、77万円を毎年加えているというのが事実だとすれば、これは自分たちが把握している以上に考えさせられる支出なんじゃないかなと思うんだね。

それで、これどういうことを言っているかというと、77万円をかけてずっと保存してきた、その先に文化財を利用するという計画があなたたちにあればいいんだよ。それを示さないで、ただ単にこれを保存します、何年保存する気ですか。それは関議員と私でね、保存に関する利用の調査特別委員会かな、ありました。その当時は局長ね、在籍していないから、知らないけれども、これはもう申し送り事項であると思うんだよね。その調査費用ね、調査報告書を作るのに恐らくコンサルを入れて500万円ぐらい使っているはずだよ。それはもう関議員も私もね、それは納得できないということで、最終的には署名をしなかったんだけども、それは出ているはずなんだ。そういうことは、あれ以来、一度も我々の目に触れるところに出てきていないぞ。ただこれを保存している、保存していると

いってね、どういう計画のために保存するのかというのをきちんと示さなければ、なかなかね、この77万円を毎年使っているとしたら、それは納得できない。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

黒澤止幾生家につきましては、検討委員会を設けて保存活用ということで議会の全協のときに、2年、3年前でしたか……

○議長（三村孝信君） いいかげんなことを言うなよ、3年前じゃないよ。それはあれだろ、調査委員会……

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 調査委員会ではなくて、検討委員会を立ち上げまして、黒澤止幾の生家保存の検討委員会を立ち上げまして、そちらのほうで黒澤止幾の今後の計画を立ててございます。そちらのほうのまず検討委員会におかれましては、計画の中で、まずは解体して保存しなさいということをご提示されているんですけれども、予算上ちょっとなかなか計上することができないもんですから、このような形で今、過ぎているような状況になっています。すみません。

○委員（関 誠一郎君） ちょっと三村さん、いいですか。今話した検討委員会は、私、委員長で出たんですね。委員長で出て、最後に、今、図書館に行っている女の子と、誰というのは忘れちゃったけれども、最後にこの黒澤生家の建て替え整備事業は幾らかかるんだと、そのとき2億2,000万円とお伺いしたんで、2億2,000万円かかる。いや、ちょっと待っていろと。誰が行くんだと、あそこへ。そういう委員会なら私は辞めると言って、その1回目で私は辞めちゃったんですよ、委員長を。それでその女の子、金額2億2,000万円と言った女の子は、間もなくどこかへ異動したよ。

○委員長（加藤木 直君） 佐野さん。

○委員（関 誠一郎君） 佐野さん。さっきの公園の整備事業の50万円の補助金も久保田さんだっけか会計課長やった。久保田さんも50万円ちゃんと調査費入っていますといった後に異動だ。こういう封建的な町はないよ。

それで、私が黒澤止幾生家保存でニューモラル21というボランティア団体をつくって14年やりました。そのときは日本文化在審議委員の東大出の一色先生も来ました。一色先生は、これは全く文化財の価値はないということで、いつの間にか県のほうが認めたんでしょう、これ、認めさせたのか、町が認めたのか、町が勝手に文化財にしちゃったのか。全くね、あの骨組みに関して何にしてもね、文化財の価値なし。それだったら西側の高羽さんち、あの住宅のほうがよっぽど価値がある。

○委員長（加藤木 直君） あのウグイスに入るところ。

○委員（関 誠一郎君） そうそう、あそこのほうがよっぽど価値がある。どうしてああいう建物を文化財にしちゃったんだか。家の岩船の実家も文化財にしてほしいですよ。町のこの文化財として、その価値観をどのように判断していくか、なぜ文化財にしたのか。

私は、だから、これ最後まで反対だよ。文化財の価値なんかないから。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（三村孝信君） 関さんからもお話があつたけれども、今、局長言つたように解体するというようなことはもう決まつてゐるわけですか。これちょっと確認したいんですが。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

まずは検討委員会、あと町の文化財保護審議会のほうでいろいろ協議していただいて、まずは解体していただきたいということでお答えはいただいています。ただ、その解体するに当たつても、再度、寸法と使える使えないというのを確認するために、かなりの費用がかかるということで、ちょっと予算的になかなか工面できないということで、ちょっと議論が進んでいないような状況なんですけれども、今年度、文化財保護主事という県のほうの職員を派遣していただいているんで、そちらのほうの方に今後事業のほうを、何か補助とかいろいろ見つけていただきながら解体のほうをまずは行っていきたいと思っております。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（三村孝信君） その解体するというけれども、解体って、壊すというよりは使えるところは使ってね、残すところは残しながら、再建するということでしょう、解体というよりはね、再建するということね。

それでちょっと聞きたいのは、県から来る方の給料というのはこっちもちだらう、町だよね。補助金かなんか、県からは引っ張つてほしいということなのかな。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

文化財保護主事ということで、知識もありますんで、いろんな分野で活躍していただけすると私は思っておりますんで、そちらのほうで実施していきたいと思っております。

○議長（三村孝信君） 苦しいところだらうけれどもな。県から預けられたといえば預けられたと。だから、その給料に見合つた分を活躍してもらえればいいと思うんだけども、ただ、あくまでも県から来てボランティアでやってくれるわけじやなくて、町がお金払うわけだからね。今一番、町が欲しいのは解体費用やなんかの予算をしっかり取ることでしょうよ。だって、これ取れてやれなかつたらさ、ずっとこのまま70万円の予算をまた来年も計上して、ビニールシート換えたりしなきやならないんだもんね。それはやっぱりね、どこまで、政治的な判断をしなきやならないと思うよね。それは局長にね、それを求めるわけではないけれども、こういった決算特別委員会の中で議員から意見があつたということは伝えてもらいたいなと思いますね。

我々から見たらね、ちょっとこれ早く決断してくれないと、こういう70万円なんていうお金が毎年毎年出ていくというのは非常に忍び難いなという気がするんですよ。

以上でね、局長に言うものではないんで、ぜひ上のほうへそういった旨を伝えていただければと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） 今の続きで、ちなみにこの77万円というのは1事業者に77万円払っているんですか。それとも、人件費がちょっと今出てきたようだけれども、ほかに誰か人件費払って、合わせて77万円ですか。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

こちらのブルーシートを設置する工事で77万円ということで、1年に1回1業者です。

○委員（関 誠一郎君） この10年間ずっと77万円で来たんですか、それとも出だしあは50万円だったとかって、そこら辺、大体でいいから分かりますか。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ここ近年は77万円で、ちょっと古い部分につきましては、今調べてご回答させていただきますんで。

○委員（阿久津則男君） これは業者あれですか、随契でいつも同じ業者、毎年。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 業者は同じ業者です。

○委員（阿久津則男君） 町内の業者ですか。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 町内の業者です。

○委員（阿久津則男君） 分かりました。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） 申し訳ない、別件で。

確認なんですが、都市建設課長、申し訳ない、目をつぶっているところ申し訳ない。午前中、道路の草刈り、それで草刈りの事故があったとき、役場で保険に入っていると言ったよね。その場合の保険なんですが、それはいいことなんですけれども、各自治体というか、団体、ボランティアの団体は名簿を提出するんですか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 阿久津委員からのお話のとおり、各団体、参加者名簿のほうを提出していただいて、それによって最終的に精算まで行っております。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） その名簿はもちろんそうなんでしょうけれども、例えば当日、お父ちゃんが出られないで息子が出たなんていって変更になったときというのは対象外ですか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 保険のほうですけれども、当日、名前が変わっても、この人と契約したではなくて、町単位で、活動に対して約3,000人から3,300人ということです

保険契約を実施しております。

○委員（阿久津則男君） じゃ融通は利くということだね。分かりました。

それともう一点ね、道路の草刈りの業者、この仕様書の内容なんですが、平米単価と、あと道路の草刈りの幅、前、1メーターとか70センチとかというような説明があつたけれども。それ変わりないのか。あと、高さが10センチとか15センチとか、そういうのが県道と町道で同じなのか違うのか。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 平米単価については、県のシステムによって町も積算システム、同じものを稼働させておりますので、基本的には平米単価は変わらないものでございます。ただ、道路形状とか交通の頻度によって附属する安全、交通保安員ですね、それの設置人数とかがいろいろ変わりますので、それによってもちょっと最終的に総額は変わります。それと、刈り幅については、町のほうも今70センチでやっておりまして、国県道に比べて管理する町道の延長がかなりありますので、県道に比べると管内だと水戸土木事務所の何十倍も距離がございますので、単価については、私が来たときに比べると大体、平米単価のほうも最終価格のほうは当時に比べるともう6割増しぐらいに今なっている状況ですかね、人件費等も高騰しておりますので。一昔前は1回発注で一工区大体500万円未満だったものが今750万円ぐらいまで来ておりますので。

○委員（阿久津則男君） 高さ。

○都市建設課長（大津好男君） 刈り高については、前にも一度説明しておりますが、基本的には5センチ程度ということになっておりますから。

○委員長（加藤木直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） その70センチというやつなんですが、場所によっては40センチ、50センチで済むところもあると思うんですよ、場所によってね。だから、そのケース・バイ・ケースで、70センチ切っちゃって、こっち1メーター残っていて、また倒れちゃったんじゃ意味がないんだよね。だから、そこら辺はケース・バイ・ケースで、70センチのを80センチ、1メーター刈ってもらうようなケース・バイ・ケースが、そういったのは仕様書に入っていないのかどうか。

○委員長（加藤木直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 今の刈り幅なんですけれども、場所によってはご指摘のとおり20センチとか30センチしか生えていないところもありますので、それについては平均値で面積算出しておりますので、どちらかというと、幾らも生えていないところが多いところについては路線延長が伸びるという形で除草作業は実施しておりますので。

○委員（阿久津則男君） その場合はあくまでも路線延長で、1メーターとか刈るわけではないんだな、そうなの。その辺は融通を入れてもらいたいんですね。あと、こう上から下がっているような草があるんだよね。そうすると下だけ刈っちゃってもどんどん伸びて

きちゃって意味がないんで、そこら辺はケース・バイ・ケースとしてもらうとか、その辺は条件入れてもいいのかなと思っているんだな。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 多分、阿久津委員さんのご指摘の部分だと、どちらかというと県道になるとは思うんですね。町の町道についてはある程度柔軟に、人が歩けるような状態でやってくるということで、ある程度、側面についても処理してやっているものと思いますけれども、県道のほうについては、ご指摘のとおりちょっと山がかぶっているところもかなり多々見受けられますので、そちらについては、町からの要望ということでは県のほうにはまた実施したいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） そうなんだよね。私も議長のとき、県の集まりに行って、土木にもいろいろ言ったんですよね。県道と歩道の間の縁石ですか、そこにどうしても砂利がたまっちゃうと。そうすると、そういうところは、変な話、栄養があるもんだから、草がもう70センチ、80センチ、当たり前なんですよ。だから、県のほうにも、その砂利をまずは取ってほしいということはもう何回も会議で言っているんですよね。ただ、なかなか延長が長いと予算がなくてできないということで、去年、塩子で100メーター、150メーターぐらいかな、県道と歩道の間の縁石の砂利取ってくれと要望書を出したら、すぐにやってくれたんですよ。県のほうに行ったときに、それお礼を言ったら、100メーター、150メーターぐらいの要望ならできるんですけど、予算がつけるから。これが1キロ、2キロになっちゃうと、そこだけお金入れるわけにいかないんで、できないんだという説明だったんで、じゃそれを裏を返せば、各区でね、区長さんが本当に100メーターくらいずつばらばらに出せばいいのかなとは思ったんですよ。

ただ、それは県のほうなんですが、町のほうも、私、県のほうにそういう要望を言っている立場上、町のほうも、冬でいいから、草が1メーターぐらい生えている道路と歩道の間、その砂利は取ってほしいんですよね。町でもね、2回草刈りやっていますけれども、あの10センチくらいの砂利を取れば、変な話、年1回でもいいのかなと思っちゃうんですよね、3年に一遍くらい砂利取ってくれれば。それは業者がやる仕事だから、年1回になつたって、砂利取りの仕事もあれば、そんなには変わりないと思うんで。どちらにしましても1メーターくらい伸びている、草が生えている場所は町道でも取るべきなのかなと思うんですよね。そういう、これは要望なんですが。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） ただいま阿久津委員からあった件については、町のほうも3年ほど前から路肩分を撤去については直営事業とか、維持補修の中で本当にかなり堆積している部分については対応してはいるところでございますが、やった直後はきれいなんですけれども、その年の冬を迎えるともう元の木阿弥になって、多分それを見て、たま

っているねというお話もあるんだと思います。予算編成上も、私今6年目、都市建設課をやっていますが、維持費のほうについては予算額ももう、除草については4倍近く、金額にして増額、今までさせていただいておりますので、今後も予算の増額もありますが、議会の皆様の理解の下、やれる範囲でやっていきたいと思いますので、少し温かい目で見ていただきたいなと思います。

国県道については、委員さん言うとおり局部的にここというと予算の消化の上半期ぐらいまでは県のほうも予算があるので、ある程度対応はしてくれるんですが、やはり路線延長が長いと、除草工事よりも撤去費のほうがまた高額になっていくので、県のほうも役所なので、予算の中で動いているというのが実情でございますが、本当に危険だというところについては、地元のほうからもまた要望をいただければ、県のほうにも町を介して、そちらも要望していきたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津委員。

○委員（阿久津則男君） 要望ですけれどもね、グレーチングが並んでいると、用水路です。あそこもほとんどもう見えないくらいになっているところがほとんどなんで、安全のために道路の砂利を取る費用に反対する議員はいないと思うんで、ぜひとも予算化していただきたいと。お願いいいたします。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか、所管分。

○委員（藤咲芙美子君） 都市建設課にお願いなんですけれども、先ほどから何回か、町営団地の草が、南団地なんですけれども、7月末に一度やってもらったんですよ。あよかったなと思ったら、この気候で一気にまた伸びてしまって、すごい大変な状況になっているんです。これいつ刈ってもらえるのかなと思ってはいるんですが、何か町営団地の草の伸びたところは年に何回とか、それとも伸びたときやるとか、住民から要望があるとか、そういうもので何か判断しているものがあるんでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大津好男君） 委員、多分、住宅管理のお話だと思います。道路管理と一緒に、最低でも年に2回は実施しているところです。また、あまり危ないという状況であれば、職員四、五人でいつも、年がら年中行って、道路から公園から住宅までやっているところですので。今の草の話ですが、皆さん、田んぼ、畑をやっていたらよく分かると思いますが、お盆前にきれいにしたところがそれ以上に生えていくというのは私も理解はしておりますので、少し温かな目で見ていただきたいなと思います。

また、ボランティアは妨げませんので、ある程度ご協力もいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、かなり意見も出て、闊達な審議ができたのかなというふうに思いますので、以上で令和5年度の一般会計、教育産業所管分の審議を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、ご異議がないようなので、一般会計分で課長を除く職員の方は退席をしていただいて結構でございます。ご苦労さまでした。

それでは、ここでちょっと5分ほど休憩して、トイレ休憩します。すぐに始まります。

午後 2時33分休憩

午後 2時42分再開

○委員長（加藤木 直君） それでは始めさせていただきます。よろしいですか。職員来ていますか、大丈夫ね。

続いて、議案第63号……

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 委員長、先ほど黒澤止幾の話の続きというか、質問で、金額等のことについてお話ししさせていただきたいというふうに。

○委員長（加藤木 直君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） すみません、先ほどご質問がありましたブルーシートの件についてご回答させていただきます。

ブルーシートをかけた初めの年が平成27年度にかけ始めました。かけ始めた年の予算は27万円でございます。28年度も27万円でございます。29年も同じく27万円で、地元の業者さんがやっていただいた経緯があります。平成30年度におきましては2回、ブルーシートをかけ直しております。8月と3月で、8月が30万円をかけて、一度ブルーシートをかけまして、あと3月に20万円をかけてブルーシートをかけております。その次の年度、令和元年度は39万9,300円をかけてブルーシートをかけております。

その次の年度、令和2年度につきましては55万円をかけてブルーシートをかけております。令和3年度におきましては2回かけております。9月に25万3,000円をかけてブルーシートをかけて、2月に51万7,000円をかけて、まず9月にかけて台風が激しかったもんですから、2月に全体的にブルーシートを掛けているような状況でございます。令和4年度、令和5年度につきましては77万円をかけまして全面的に手厚くブルーシートをかけております。

今年度も、令和6年度も予算化させていただいております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございました。

○委員（小坪 孝君） 年2回か。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○議長（三村孝信君） 詳しくどうもありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） じゃ次にいきます。

それでは、令和5年度の城里町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑、ご意見等をお受けいたします。水道事業です。

飯村委員。

○委員（飯村 栄君） 水道事業の25ページの督促手数料の30万941円、この内容というのは、納入が遅れたとかそれだけですか、督促手数料。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） そうです。督促手数料は、一定期限が過ぎたものに対して督促状を発行しますので、そこに対して付与しているものであります。

○委員（飯村 栄君） その金が30万941円かかっている。

○水道課長（江幡守仁君） 累計でですね。

○委員（飯村 栄君） それで、水道料金未収とかあると思いますけれども、ほかのやつだったらあれなんですか、不納欠損というのと同じようなんでしょうけれども、これは貸倒引当金繰入額というのがその中身なんですか、これ27のほうでしょうけれども。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 貸倒引当金なんですけれども、繰入額12万560円計上してございまして、こちらはご指摘どおり不納欠損額になります。

○委員（飯村 栄君） 民法とか改正になって、時効年度というのも変わったかと思いますけれども、今は何年になったんですかね。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 申し訳ありません。ちょっとお調べして回答させていただきます。

○委員（飯村 栄君） 分かりました。

水道課と直接は関係ないんですけども、ここに関係しているんですけども、私、1回生議員でまだ何も分からぬんですから、不納欠損とかいろんな場面で出てきますよね、3回も4回も。水道課だけではないんですけども、昨日のものも関係しているんですけども、もしできましたら不納欠損の内容とか、例えばよく言う住所不定、無職になって連絡が取れないから不納欠損になっているとか、あとは死亡したからとか、そういう内容をある程度まとめて、金額とか入れて、ほかの課、昨日、藤咲委員もいろいろ質問したでしょうけれども、大体内容は似ていると思うんですよ、その中身ね。なぜ取れないかとか。そういうのをあらかじめペーパーか i Pad の中でも入れていただければ、何回も何回も同じような質問をしなくて済むかと思うんですけども。そういうお願いはできますでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） まず、先ほどの時効の話なんですけれども、民法改正されまして5年になっています。改正時期が令和2年4月1日になっております。それ以前は2年だったんですけども、時効の年となってございます。

不納欠損についてなんですけれども、水道利用者と下水道利用者、重複することがほとんどでして、やはり理由は同じ理由になることがほとんどで、実際に債務者ですかね、そちらの方、当事者の方がお亡くなりになられて、その後、相続される方が見当たらない。調査して追ってはみたけれども、相続する方が見当たらなくて、やむなく不納欠損ということが一番事例としては多いです。ちょっと個人名を入れて全て出せるかどうかというところはちょっと調べさせていただいて……

○委員（飯村 栄君） 個人名は入れてくださいというわけではないですけれども。あと、ほかの課でも不納欠損ってありますよね、昨日の総務民生委員会でもあったんですけども、そうすると、大体払えない人というやつの中身とか、あとは不納欠損になる原因というのは、やっぱりそこに手紙を送ったけれども届かないとか、死亡したとか、大体似ているような事例が多いと思うんですけども、そういうのをあらかじめ紙かなんかで、こういう事例でできないとか、そういうのをあらかじめ出していただければ、何回も何回も同じ質問をしなくて済むような感じなんですけれども。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） そうですね、亡くなられる方はある日突然というよりは分納誓約などを交わしております、滞納額がある中で少しずつお支払いいただいている方が、やはり高齢の方が多いので、病気だったり高齢化していっているところで、亡くなられている。そのまま残った予算が不納欠損にという流れが一番多いので、そういったところで、理由を統計的に、個人名簿は出せないので、統計的にどのぐらいの比率で、こういう理由でというところは出せると思いますので、そこはちょっとお調べして出していきたいなというふうには思います。

○委員長（加藤木 直君） 飯村委員。

○委員（飯村 栄君） よろしくお願ひします。

それで、時効もまた再請求かなんかすれば延びるんですよね。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 時効中断は一度はできます。

○委員長（加藤木 直君） 飯村委員。

○委員（飯村 栄君） あとは、町で顧問弁護士いると思いますけれども、裁判を起こせば時効が10年になるとかいうふうな話も弁護士さんからちらっと聞いたような気もするんですけども、低い金額で裁判とかそういうのを起こすと、顧問弁護士さんに頼むんだとしたら、弁護費用のほうが高いとか、そういうふうになっちゃう場合もあると思うんです

けれども、訴訟でも本人訴訟ってできますよね。私が自分で弁護士さんに頼んで裁判を起こすというのは。そうすると、それはある程度低金額でできると思うんですけども、町でそういうことをした事例というのはあるんですか。

○委員長（加藤木直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 裁判でという事例は、少なくとも私が知る限りはないです。分納誓約を取り交わして納めていただく時点で時効の中段効果もございますので、基本的にはそれで対応しているのが現在です。

○委員長（加藤木直君） 飯村委員。

○委員（飯村栄君） それは水道課の場合ですよね。

○水道課長（江幡守仁君） 上下水道として、今、滞納整理関係はお客様センターのほうに委託しております、一括で取り扱っていただいております。

○委員（飯村栄君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（加藤木直君） ほかに。

関委員。

○委員（関誠一郎君） これ令和5年度の有収率は何%なのか。それとまた、今、水道加入率が下がっていると思うんですよね。去年は何件くらい減ったのか、分かっていればお願ひします。

○委員長（加藤木直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 令和5年度の有収率は、23ページの主要経営比率のところに出させていただいております75.28%、前年度よりは少し改善はしているんですけども、やはり近隣市町村と比べても低いほうだと思います。

○委員（関誠一郎君） あと、水道加入率が下がっていると思うんだけども、去年、何件くらい減ったのか。

○水道課長（江幡守仁君） 加入率の低下の数字なんですけれども、ちょっと手元に細かい何件というところまでないので、これはちょっとお調べして、後ほど出させていただきたいと思います。

○委員長（加藤木直君） 関委員。

○委員（関誠一郎君） 減っているのが事実なのかなと思うんだけども、ただ、この有収率、去年、今年あたり70%ちょっとだったよね。かなりまずかったよね。それが少し改善している。でも、まだまだ漏水が改善されていないですね。特に、うぐいすの里、やりましたか。

○委員長（加藤木直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） うぐいすの里につきましては、うぐいすの里の施設としての使用分がかなり漏水しているんですよね。そこはメーターを通ってからの漏水になるので、有収率自体には影響はないです。

○委員（関 誠一郎君） それは分かっているけれども、漏水を直したか直さないか。

○水道課長（江幡守仁君） 漏水自体は直していない、漏水のほうにつながる途中の管を見つけて、そこを止水材をつけて止めているという状態で、使うときはやっぱり漏水しちゃうんですけれども、ふだんは漏水しないようには、というところで止めてはいます。

○委員長（加藤木 直君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） うぐいすの里は年間800万円かけて利用者が23万円ぐらいしかない、それだけの収入しかないんですけれども、これはやっぱり開発公社と協議して、要するに利用したときには水道を開けなくちゃならない。そのときはもう1日出っ放しで。やっぱりきれいな水ですので、そういう無駄なことはしないで、開発公社と協議しながら、漏水は直してください。よろしくお願ひします。

以上でいいです。

○委員長（加藤木 直君） ほかにござりますか、水道関係。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） これ随分前の8ページなんですけれども、企業債27億4,304万9,773円ということで、あと負債合計が45億2,799万円ということで出ているんですけれども、この負債合計というのは今後どのように解消していくんでしょうか。企業債が27億円あるんですけれども、これはどのように解決していくんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 企業債なんですけれども、現在、建設改良の財源としては企業債、補助金に該当するものがあまりないというところもあって、企業債を財源としています。なので、老朽管更新であったり、老朽化した施設の更新部分、数年前に赤沢の浄水場なども大規模更新しております、そういうところに企業債を充てたりしているので、どうしても企業債残高がちょっと膨らんできています。

なので、今後、設備投資の部分はできるだけ抑えながら計画的に解消していきたいなと思っています。そのために財政都市計画というものをつくって、できるだけ平準化していく、将来にわたって償還に係るコストも平準化していこうということを考えておりまして、そのために経営戦略を策定といいますか、大幅な改定見直しをしています。その会議の中で審議会も立ち上げて検討を進めておりますので、こちらで来年度以降対応していきたいなと考えております。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） これは、企業債というのは、いろいろ工事をしたり、それから老朽化した水道管を交換しているからこそいろいろ出てくるのかなと思うんですけれども、ただ、この企業債というのは87億円、とにかく大きな金額なので、今後これがね、解決します、何とかしますよというので水道料金に跳ね上がってくるような心配はないのかなと

いうのをちょっと心配しているだけなんで。その辺のところ、ちょっとどういう解決方法があるのか、経営戦略をつくっていって来年から始めるということを今答弁いただきましたが、ちょっと心配なんで、どういう方向で、方向づけが分かれば教えていただきたいんですが。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 企業債の趣旨といたしましては、更新投資というのが、やはり水道事業だと設備投資というのがどうしても多額になってしまい、それが単年度だとかなり膨らんでしまう。手持ち資金でも賄い切れないほどの巨額になってしまふことなので、それを分散化して利活用していただく、将来世代にわたって負担していただくという趣旨の下に企業債という制度がありまして、これはどこの市町村でも一般的に使用しているもので、やっぱり複数年度、数十年にわたって償還していくというものなんですねけれども、これはどうしても老朽化した設備投資の更新をしていく上では、企業債が一定程度増加していくのはやむを得ないものというふうに捉えていますけれども、この更新額を、やはり設備投資した額によって多少ばらつきが出てくるというのもあるので、ここをちょっと平準化していくように財政計画をつくって、その計画に沿って、年度によって投資額とかを平準化させていくということで、例えばほんの数年ですぐに解消というわけにはなかなかいかないところもありますて、長期にわたって少しづつ減らしていくことなどで考えているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美子君） 今、町では何か広域化を目指しているような、そういうちょっと影の方から活気になっているんですが、こうなったときに、企業債がね、町のほうではそういうふうにして標準化していきますといつて順次やっていくんだと思うんですけれども、もしこれが企業会計とか民営化になったりとかしたときに、この企業債、このまま放っておくのかなというようなことを、その平準化していくというのは年々少しづつ返済していくというようなことだとは思うんですけども、何かどうもすつきりいかないなというのが感じています。ですので、この企業債はかなり何億ちょっとね、金額が多いので心配しているんですけども、何とかならず水道料金に跳ね上がるというようなことがなければいいんですが、そういうような可能性は今後あるんでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 収益的収支ベースでいうと、令和4年度決算から今回の令和5年度決算で既に赤字の状態になってございます。主な要因として、人口減少による料金収入の低下ということがまずございます。このほか維持管理に係るコストというのも全般的に上がってしまっているので、それが支出を上乗せして、収入は減りながら支出は増えているという構造的な問題がございまして、そのために3条、趣旨において決算が2年連続でということで生じてございますので。広域化する、しないというところとはまた別に、

既に現状、経営としてかなり危険な状態にあるというところなので、料金の問題は、そちらの経営の改善というところとセットに考えていかなければいけないというふうに考えています。広域化するからどうこうということではなく、あくまで広域化は経営を改善するための一手法として考えていくという整理で考えております。

○委員長（加藤木直君） よろしいですか。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。ただね、人口減少、維持管理、そういうのを考えたときに、少なくとも負担はかかるのかなというような感じは見受けられます。

ちょっとね、8ページの5番の繰延収益ということで、長期前受金、それから（2）の長期前受金収益化累進額というようなことで、国庫補助金が19億578万円で、一般会計補助金が15億6,600万円、一般会計負担金が1億3,200万円とかってありますね。それで、その下で長期前受国庫補助金が12億5,000万円、やっぱり一般補助金が6億353万円、これ何でこっちのほうが減額になっちゃっているんでしょうか。国庫補助金が19億円あるのに、何でこの収益化累進額というのが12億円も国庫補助金が減額されているのか。この辺のシステムって個別にしっかりと聞いていけば、こういう問題は、ここでこんなこと聞く問題じゃないんだと思うんですけれども、何か簡単に説明できるようなものってありますか。

○委員長（加藤木直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） すみません、8ページの水道事業の貸借対照表の負債の部のところかと思います。確かに一般会計と違って水道事業、下水道事業、企業会計で複式簿記の形を取っているもんですから、なかなか分かりづらいところがあるんですけども、この繰延収益のところにあります長期前受金、長期前受金収益化累計額、言葉で言うとちょっと専門性があって分かりづらいところではあるんですけども、長期の前受金というのは、過去に頂いた補助金などを計上しているところで、これを減価償却を行ったときに会計上の仕組みとして、長期前受金の収益化累計額というところに上げています。それが結果としてこのマイナスの部分、積み上がった部分がマイナスとして出ているというところなんですけれども。これすみません、私の説明が下手で、確かにこれ難しいところではあるんですよね。過去に取得した補助金を現金を伴わずに会計の仕組み上、累計額として計上しているという形になるんですけども、減価償却費に合わせてですね。この説明でうまく伝わりますかね。

○委員（藤咲美美子君） 減価償却が大きな問題になっている。分からぬ。私も勉強してきます。少しネットなどを利用しながら少し勉強してきます。ちょっとやっぱり分からぬいで、理解が難しいですよね。ただ、金額がね、19億円とか12億円とか、かなり高い金額で、こんなに差が出てくるのは何なんだろうなということだけちょっと疑問に思ったもんですから、勉強します。すみません。

○委員長（加藤木直君） なかなかね、複式簿記はちょっとなかなか、今日いっぱい聞

いていても、多分なかなか分からぬと思うんですよね。ですから、ちょっとね、何かありますか。

小坪委員。

○委員（小坪 孝君） 水道課にちょっと聞きたいんだけれども、関委員さんが有収率75%という数字が出たようだけれども、これ城里町でG P Sで漏水のあれ契約したよね。何か所漏水していますか。せっかくそれと契約しているんだから、分かるはずなんだろうけれども。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） そうですね、ご質問ありがとうございます。A Iを活用した、衛星とかを活用した漏水調査なんですけれども、今回の補正で計上させていただいています。当初、交付金を見込んでいたので、交付金を申請して交付金を見込んでいたので、当初予算にそれで計上していたんですけども、交付金がちょっと不採択になった関係で、交付金を落とした形で補正予算を計上させていただいておりますので、契約は今回の補正をお認めいただいてからということになります。そのときにご指摘のようなことは……

○委員（小坪 孝君） そういうのを聞くとがっかりしちゃうね。課長、そういうの聞くとがっかりしちゃうんだ。臨時議会開いてG P Sの漏水検査に加入するということで契約したと思うんだけれども、議会の議決を出したと思うの、去年ね。そういう形からいけば有収率が75%だとしたら、本当ならもう何か所漏水しているというのが決算委員会で報告されなきやおかしい話でしょうというの。本当に残念だと思う。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○委員（小坪 孝君） はい、いいです。

○委員長（加藤木 直君） 課長。その漏水、この辺の地区が激しくしているんじゃないかなというような大体のあれは分かりますか。

水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） そうですね。配水系統で特に配水量が分布人口に比して多いというところはあるので、古内地区と岩船地区が特にそうなのではないかなというふうには考えているので、特にその辺りは重点的に調査をかけたいと思っています。

○委員長（加藤木 直君） それも結構年数がたっていますよね、そういうところはね。30年以上は。30年、40年はね。分かりました。

それとちょっと私のほうからいいですか。前々から石塚地区の水がちょっと臭うんですよというようなのを委員さんからも、あと町民の方からもそういう意見をいただいているんですけども、これに対して、課長も当然耳に入っていると思うんですね。これについてどのような対策をされていて、今後の見通しはどうなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） そうですね、環境の悪化に伴って水質の悪化というのが進んでいます、特に地下水ではない表流水、これは石塚浄水場なんですけれども、表流水に関しては特に水質悪化の傾向が見られます。その影響だと思うんですけれども、ジエオスミンという化学物質が増加しております、これが臭気の悪化の成分ということで、特にここ数年、顕著になってきています。

なので、これはもともと想定されていたところではないので、現在の老朽化している石塚浄水場の設備でなかなか対応が難しいところではあるんですけども、臨時に昨年度から活性炭を入れて対応しております。なので、そのジエオスミンの発生量というのは相当程度、前年度に比して抑えられているのかなということで、検査結果としても出ていますので、このあたりは対策としては有効かなと思っています。これからも続けていきたいと思っています。

ただ一方で、やはり地下水を飲まれている方々からすると、それでもなお、水質的にはちょっと違和感を感じるというお声はいただいているので、今後、施設の統廃合の中で石塚浄水場をどうしていくかというところも考えていきたいと思っています。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

この夏、お盆で帰省される方、今結構いて、私の友達なんかも子供たちが帰ってきて、こんな臭う、こんなの飲んでいるのというのがあったという相談を聞いていますので。ですから、いつもいつも飲んでいればなかなか気がつかない部分もこれはあるのでね。ですから、その辺のところをちょっと、よく臭い等は気をつけていただいて、質自体はいつも検査しているから問題ないとは思うんですけども、その辺、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

議長。

○議長（三村孝信君） 今、臭いについてということは何年、2年か3年前だっけ、私が監査やっている頃、これはおかしいということで、常北の課長さん、桂の課長さんに、もちろん町長も。石塚の方、既に飲んでいる方は全然何でもないよと。でも、桂の人は飲めないと、こう言っています。というような経緯がありましたよね。そういう中で、今の脱臭剤も入れて、今改善したかと思うんですけども、那珂川の上流水の濁りという面で、硝酸アルミニウムが入って、あのときは毎月2トンでしたっけ、1トンだっけ、2トンだよね。1トンだっけ。監査のときに出で、何ていうの、濁りを消す薬剤なんだけれども。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） P A Cのことですかね、濁りを取る薬品だと。

○都市建設課長（大津好男君） ポリ塩化アルミニウム。

○水道課長（江幡守仁君） ポリ塩化アルミニウム。

○委員（関 誠一郎君） かなりの量を入れていたよね。

○水道課長（江幡守仁君） そうです、使っています。

○委員（関 誠一郎君） あれは何ていうの、最終的に健康に害がないんですか、あんなに大量に入れて。

○水道課長（江幡守仁君） 国で定める水質基準というのがあって、その基準からもはるかに低い数値です。もちろんないほうがいいものではあるとは思うんですけども。

○委員（関 誠一郎君） 桂の水を飲んでいる自分にとっては、かなり嫌だな。いずれにしてもね、石塚浄水場に関しては、やっぱり町民の安全・安心を考えて、前に進んだ水道事業に向かってくださいよ。このまま薬を入れればいい、何でも、脱臭炭を入れればいいというような問題ではない。お願ひします。

以上。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございませんか。

○委員（藤咲美美子君） すみません、もう一つだけ聞かせてください。1つだけね。

耐震化の問題でちょっとお聞きいたします。

南団地の前の道路というのをこの前やったときに、エスロハイパーというしっかりとした半世紀ぐらいもつような、かなり頑丈な耐震に強い管を入れているんですけども、これはかなり高価だということを聞きました。これを町内一円に延ばしていくということをお聞きしたんですけども、そういう何ていうのかな、管の性質上、高いものであると。それがやっぱりいろんな問題に、工事だけの問題じゃなくて、これから町を進めていくうちにしっかりとした管をつけていくということの計画はあるのでしょうか。それとも一部だけでそういうふうにしているんでしょうか。その辺だけちょっとお聞きします。

○委員長（加藤木 直君） 水道課長。

○水道課長（江幡守仁君） 耐震管なんですけれども、今ご指摘があったところは、ポリエチレン管という管だと思います。今現在、主流としてポリエチレン管、一定程度の太さがあるものについてはポリエチレン管で布設をするということで行っています。

確かに耐震性を持つ管というのは当然値段もそれなりになってきますので、最終的には工事費に跳ね返るというところもあって、一体どのくらいの、もちろん安く工事ができればいいんですけども、安くすれば、当然その使用条件的に耐用年数短いものになってきますので、安かろう悪かろうもよくないというところで、どこにバランスを取るかというのは非常に悩ましいところです。その中で、やはり一定程度、これだけ地震も発生していますので、耐震性は必要だろうということで耐震性を有する管を入れているんですけども、従来であれば耐震性のある管としてダクタイル鉄管というものが主力としてあったんですけども、これはうちで今も現役の管なんです。ほかの自治体では入れているところも多いんですけども、ポリエチレン管に比べるとやはり高額というところもあって、それよりは少しでも低価格で負担が少ないようについてでポリエチレン管を選択したと

いう経緯がございますので、できれば一定程度の工事についてはこのポリエチレン管で布設していくこうということで進めておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（加藤木 直君） 藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） エスロハイパーというのはポリエチレン管ですか。水色の管なんですけれども。

○水道課長（江幡守仁君） そうです。

○委員（藤咲美美子君） なるほどね。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

○委員（藤咲美美子君） 分かりました。

○委員長（加藤木 直君） それでは、ご意見等も出尽くしたようでございますので、以上で令和5年度町水道事業の会計決算の審議を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

それでは、最後になります。下水道ですね、最後。長らくお待たせをいたしました。最後になります。令和5年度城里町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木 直君） ないですね。なければ、それでは、以上で令和5年度……

○委員（関 誠一郎君） 長時間お疲れさまでした。

[発言する者あり]

○委員長（加藤木 直君） 令和5年度決算の審議を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

多数の質問やご意見が出ましたが、令和5年度の決算については認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」「異議あり、認定はできない」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木 直君） 異議ありであれば、採決をいたします。

それでは、異議なしという方、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（加藤木 直君） 賛成多数でございます。

以上で令和5年度決算審議を終了いたします。

委員の皆様からのご質疑、ご意見等については、内容を整理の上、議長に報告いたします

す。

執行部におかれましては、本日、委員から発言のありましたご意見、ご要望、ご指摘等につきまして、今後十分研究を積まれ、行政施策への反映に努力されることを要望いたします。

次に、④のその他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かござりますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木直君） 事務局からはありますか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木直君） 分かりました。

それでは、最後に私から1点、予算・決算常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてですが、定例会の最終日に上程するよう報告してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（加藤木直君） それでは、最終日に報告をいたします。

閉 会

○委員長（加藤木直君） 以上で当委員会に付託されました全議案について審議を終了いたしました。

ここで閉会に当たり、片岡副委員長よりご挨拶をいただきます。お願いします。

○副委員長（片岡藏之君） 2日間にわたり、決算特別委員会、慎重なる質疑をいただきまして、誠にありがとうございます。執行部におかれても、本当におかげさまで一段落ということで、ふだんの業務に励んでいただきたいと思います。

本日は本当に委員の皆さん、ご苦労さまでした。お疲れさまでした。どうも。

午後 3時25分閉会